

第2期おだわら障がい者基本計画

計画期間：平成29年度～平成34年度

平成29年3月

小田原市

はじめに



本市では、障がいのある方、高齢の方、子育て家庭など支援を必要としている方々を、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組みである「ケアタウン構想（平成22年3月策定）」を進めているところであり、この第2期おだわら障がい者基本計画は、その構想の一翼を担っていく計画となります。

近年、国において、障害者総合支援法の施行や障害者権利条約の批准など障がい者を取り巻く環境が整備されていく中、市民の皆様は障がい福祉施策への意識が徐々に高まっていることを感じております。

地域で暮らすすべての人が、互いに尊重しあうとともに、社会の中ではいろいろな人がともに生活しているという「人の多様性」を認め、何ら差別を感じることなく、ありのままに生きていくことのできる社会の実現に向けて、市民の皆様との協働で取り組みを進めてまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご尽力をいただきました計画策定検討委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただくなど貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に深く感謝し、心よりお礼を申し上げます。

平成29年3月

小田原市長

加藤 憲一

第2期 おだわら障がい者基本計画 目次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画の概要 | 3 |

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 小田原市の人口の推移 | 4 |
| 2 | 障がい者数の状況について | 5 |
| 3 | 身体障がい者の現状 | 7 |
| 4 | 知的障がい者の現状 | 8 |
| 5 | 精神障がい者の現状 | 8 |

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 基本理念 | 10 |
| 2 | 基本目標 | 11 |
| 3 | 施策の体系図 | 12 |

第4節 計画の推進

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | 13 |
| 2 | 計画の進捗状況の点検及び評価 | 13 |

第2章 施策の展開

| | |
|----------|----|
| 施策の詳細体系図 | 15 |
|----------|----|

第1節 権利擁護と差別解消

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 啓発活動の充実 | 22 |
| 2 | 相談支援の充実 | 27 |
| 3 | 権利擁護の充実 | 29 |

第2節 生活支援

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 利用者本位の生活支援体制の整備 | 32 |
| 2 | 在宅福祉サービスの充実 | 34 |
| 3 | 住まいの確保 | 38 |
| 4 | 経済的な支援 | 40 |
| 5 | スポーツ・文化活動の支援 | 46 |
| 6 | 自立活動の支援 | 49 |
| 7 | ボランティア活動の活性化 | 51 |

| | | |
|------------|-------------------------|----|
| 第3節 | 生活環境 | |
| 1 | 道路、建築物等のバリアフリー化 | 53 |
| 2 | 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 | 55 |
| 3 | 防災、防犯対策の推進 | 57 |
| 第4節 | 教育・療育 | |
| 1 | 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 | 60 |
| 2 | 継続性のある支援体制の整備 | 65 |
| 3 | 障がい児保育・教育の充実 | 68 |
| 第5節 | 雇用・就労 | |
| 1 | 障がい者雇用に関する理解の啓発 | 72 |
| 2 | 就労相談、就労支援体制の整備 | 74 |
| 3 | 就労の場の拡大 | 76 |
| 第6節 | 保健・医療 | |
| 1 | 障がいの原因となる疾病等の予防 | 78 |
| 2 | 障がいに対する保健、医療サービスの充実 | 82 |
| 3 | 精神保健・医療施策の推進 | 84 |
| 第7節 | 情報・コミュニケーション | |
| 1 | 情報バリアフリー化の推進 | 87 |
| 2 | 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実 | 89 |

第3章 小田原市障がい福祉計画（別冊）

資料編

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | アンケート調査について | 93 |
| 2 | 市民意見（パブリックコメント）の募集について | 105 |
| 3 | 計画の策定経過 | 106 |
| 4 | 用語の説明 | 111 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

第4節 計画の推進

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

本市の障がい者福祉についての計画に関しては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションを理念とした「小田原市障害者計画」を平成12年度から平成16年度までを計画期間として策定しました。

その後、計画期間の満了に伴い、ノーマライゼーションの理念を継承した「第2期小田原市障害者福祉計画」を平成17年度から平成22年度までを計画期間として策定しました。

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「小田原市障がい福祉計画」を、平成18年度から3年ごとに策定しています。

また、平成21年度には、障がい者だけでなく、高齢者や子育て家庭など、地域において支援を必要とする方々を、制度的な枠組みを超え、市民、事業者、行政が協力して互いに支え合う社会を目指して、「いのちを大切にする ケアタウンおだわら」を基本理念とする「小田原市ケアタウン構想」を策定しました。

平成22年度には、これまでの障がい福祉制度の変革などを踏まえながらもノーマライゼーションの理念を継承した「おだわら障がい者基本計画」を平成23年度から平成28年度までを計画期間として策定しました。

県は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「かながわ障害者計画」を策定しています。この計画では、すべての県民を対象に「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念として、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、

障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、県が取り組むべき施策の基本的な方向を定めています。

国においては、平成23年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者などが盛り込まれました。

さらに平成24年には、障がい者への虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成25年には、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めた障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、平成26年1月に批准されました。

その他にも障害者総合支援法や障害者優先調達推進法などが施行されるなど、障がい者施策に係る多くの法律が制定されています。

このような中、本市では、「おだわら障がい者基本計画」を改訂し、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会を目指し「第2期おだわら障がい者基本計画（計画期間：平成29年度～平成34年度）」を策定するものです。

2 計画の概要

① 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「おだわら TRY プラン（第5次小田原市総合計画）」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられています。

また、国・県は、それぞれ障害者基本法第11条第1項及び第2項に基づき、「障害者基本計画」、「かながわ障害者計画」を策定していますので、本計画は

これらの計画と整合性を持ったものとなります。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項により策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」を本計画の個別計画として取り込んだものです。

② 計画の期間

本計画の計画期間を平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、全国的に計画期間が統一されており、計画期間は平成27年度から平成29年度までとなっています。

本計画期間中に「小田原市障がい福祉計画」を順次改定する必要がありますが、本計画の中の第3章（別冊）のみを改定します。

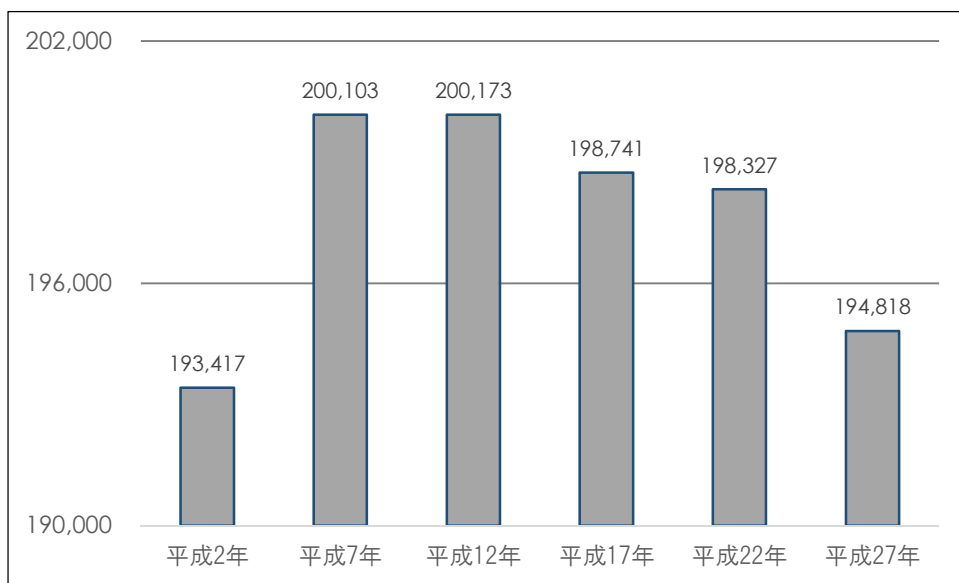
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------|-----|------------------------------|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」 平成23～34年度 | | | | | | | | | | | |
| 小田原市地域福祉計画 平成24～28年度 | | | | | | 次期小田原市地域福祉計画 平成29～33年度 | | | | | |
| おだわら障がい者基本計画 平成23～28年度 | | | | | | 第2期おだわら障がい者基本計画 平成29～34年度 | | | | | |
| 第3期小田原市障害福祉計画 平成24～26年度 | | | | 第4期小田原市障がい福祉計画 平成27～29年度 | | | 第5期小田原市障がい福祉計画 平成30～32年度 | | | | |

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

1 小田原市の人口の推移

本市が市政を施行した昭和15年12月の人口は、54,699人でした。その後、周辺の市町との合併、高度経済成長期などを経て、人口は増加を続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も増加傾向にありましたが、平成11年の200,587人をピークに減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向を示しています。

本市の人口の推移（国勢調査結果から）



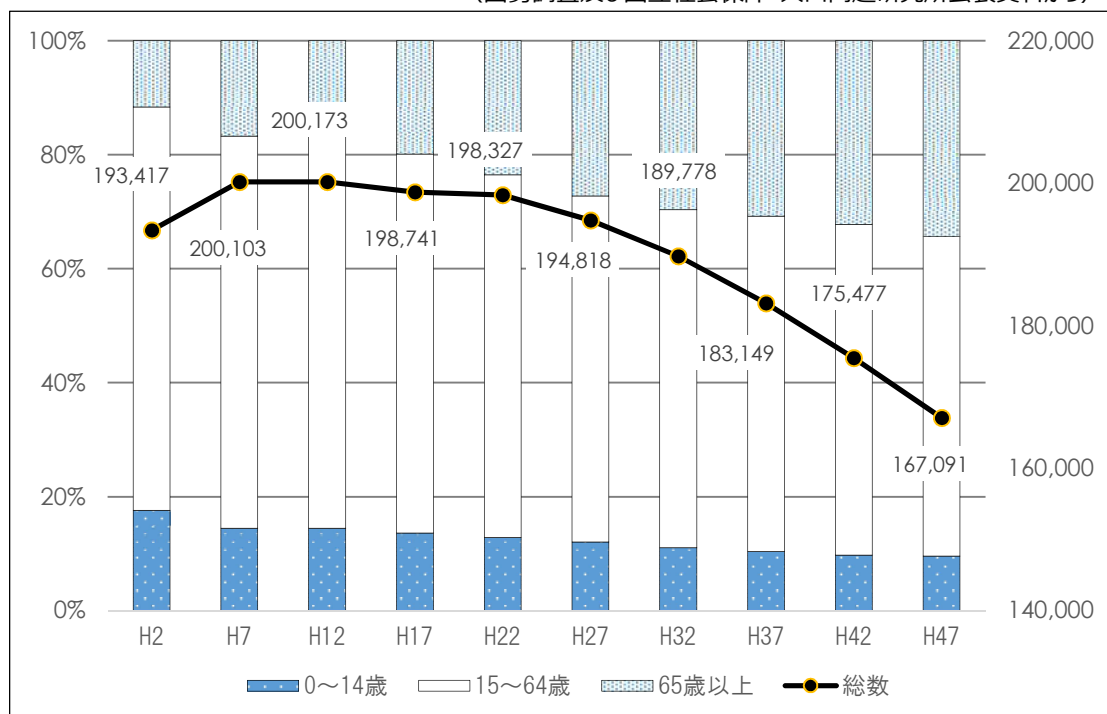
国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した人口推計では、本市の将来人口は、平成32年には189,778人、平成37年には183,149人となっています。

また、本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加していることが分かります。また、生産年齢人口（15～64歳）の比率も減少傾向にあることから、この傾向が続くとすれば、人口減少、少子高齢化はさらに進行する

と思われます。

本市の人口（推計）と年齢構成別人口比の推移

（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所公表資料から）



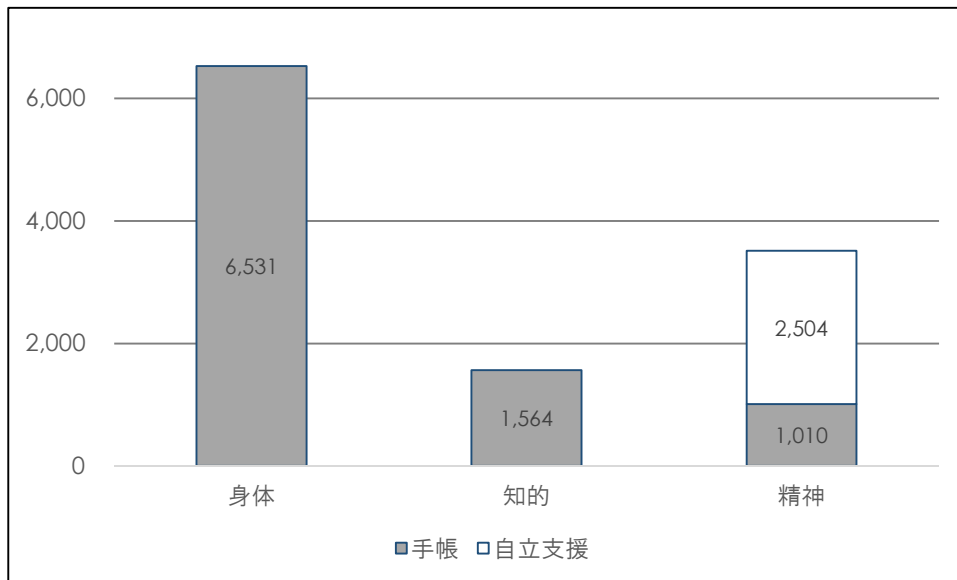
2 障がい者数の状況について

平成28年4月現在の本市の障がい者数は、9,105人（本市の総人口の約4.7%）で、この内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）が6,531人、知的障がい者（療育手帳交付者数）が1,564人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が1,010人となっています。（重複障がいは、それぞれの障がいに含む。）また、精神障がい者に関しては、2,504人が自立支援医療（精神通院医療）を受給しており、これを含めた精神障がい者は、3,514人となっています。

なお、神奈川県内の状況をみると、県内の障がい者数は、374,237人（県の総人口の約4.1%）で、この内訳は身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）が261,835人、知的障がい者（知的障害児者把握数）が56,010人、

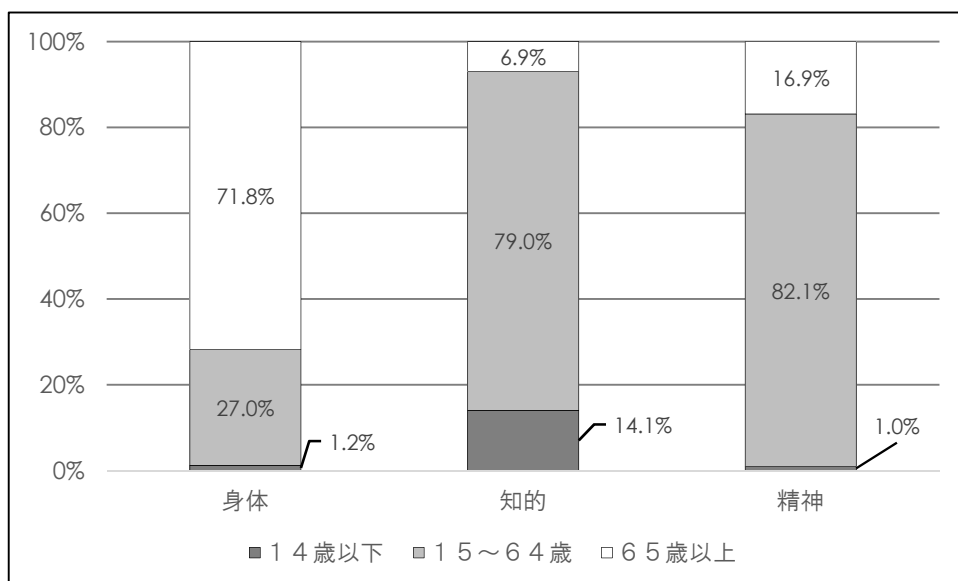
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が56,392人となっています。（各数値は、かながわ障害計画（平成26年3月））

平成28年4月現在の小田原市障がい者数（市障がい福祉課資料）



障がい種別ごとに年齢構成を比較すると、身体障がい者の約72%が65歳以上の高齢者となっており、若年から身体障害者手帳を取得した方が高齢化しているほか、新たに65歳以上になってから、身体障害者手帳の対象となる方などが増加してきており、今後も高齢化の傾向は続くと推測されます。

障がい種別ごとの年齢構成の割合（市障がい福祉課資料）



知的障がい者については、ほかの障がいに比べると、14歳以下の年少人口が多く、65歳以上の高齢者人口が少ないという状況になっています。

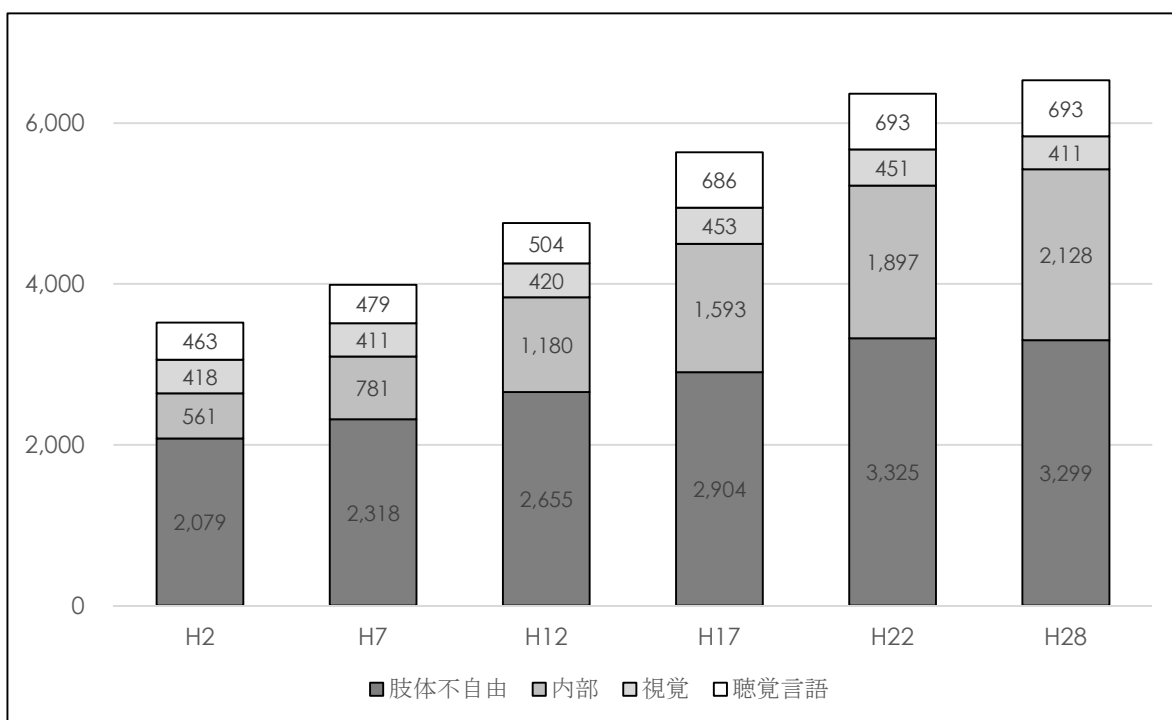
精神障がい者については、約82%が15歳から65歳までの生産年齢層となっており、厳しい競争によるストレスなど様々な社会環境が影響していると考えられます。

3 身体障がい者の現状

平成28年4月現在の身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）は6,531人で、障がい部位ごとでは、肢体不自由が3,299人、内部障がい者が2,128人、視覚障がい者が411人、聴覚・言語障がい者が693人となっています。

平成2年度と平成28年度を比べると、全体で約1.9倍になっており、特に内部障がいは約3.8倍と大きく伸びています。内部障がいのうちでは、心臓機能障がいと腎臓機能障がいで合わせて約75%と多くを占めています。

身体障害者手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）

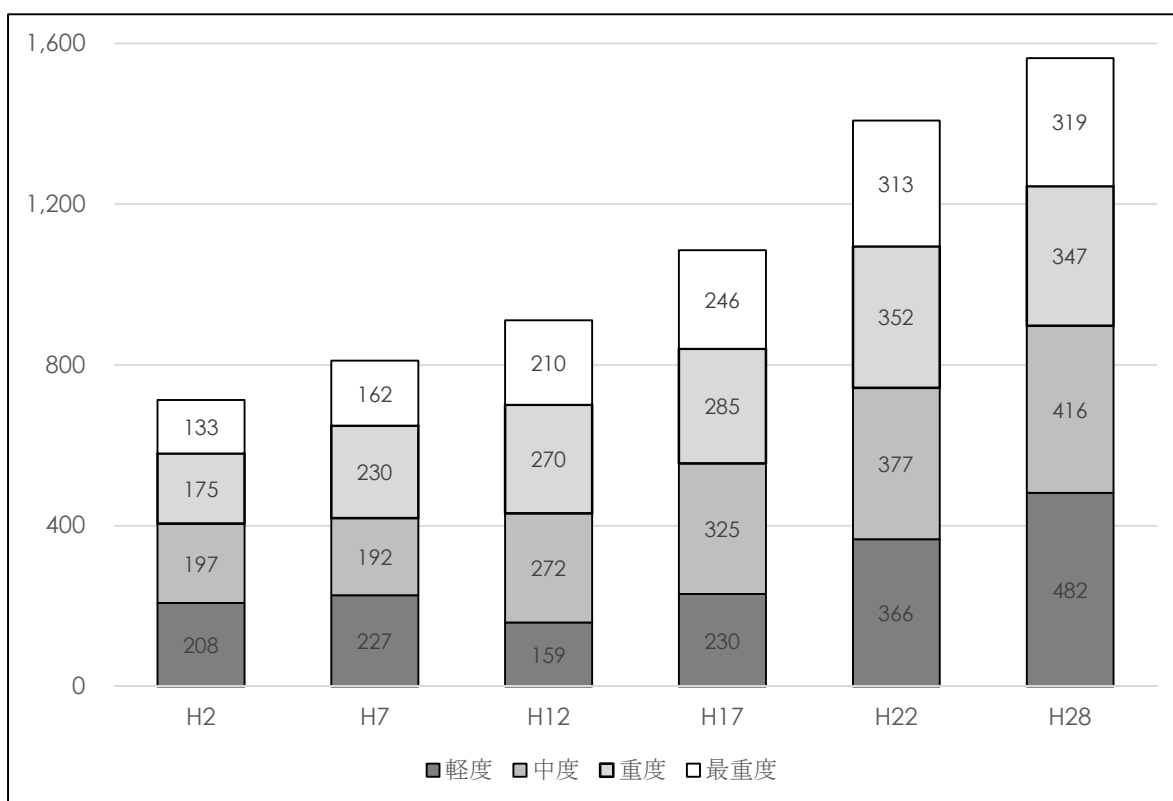


4 知的障がい者の現状

平成28年4月現在の知的障がい者（療育手帳交付者数）は、1,564人となっています。障がいの程度別に見ると、最重度の方が319人、重度の方が347人、中度の方が416人、軽度の方が482人となっています。

次の図にあるように、知的障がい者の方も増加傾向にあります。

療育手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



5 精神障がい者の現状

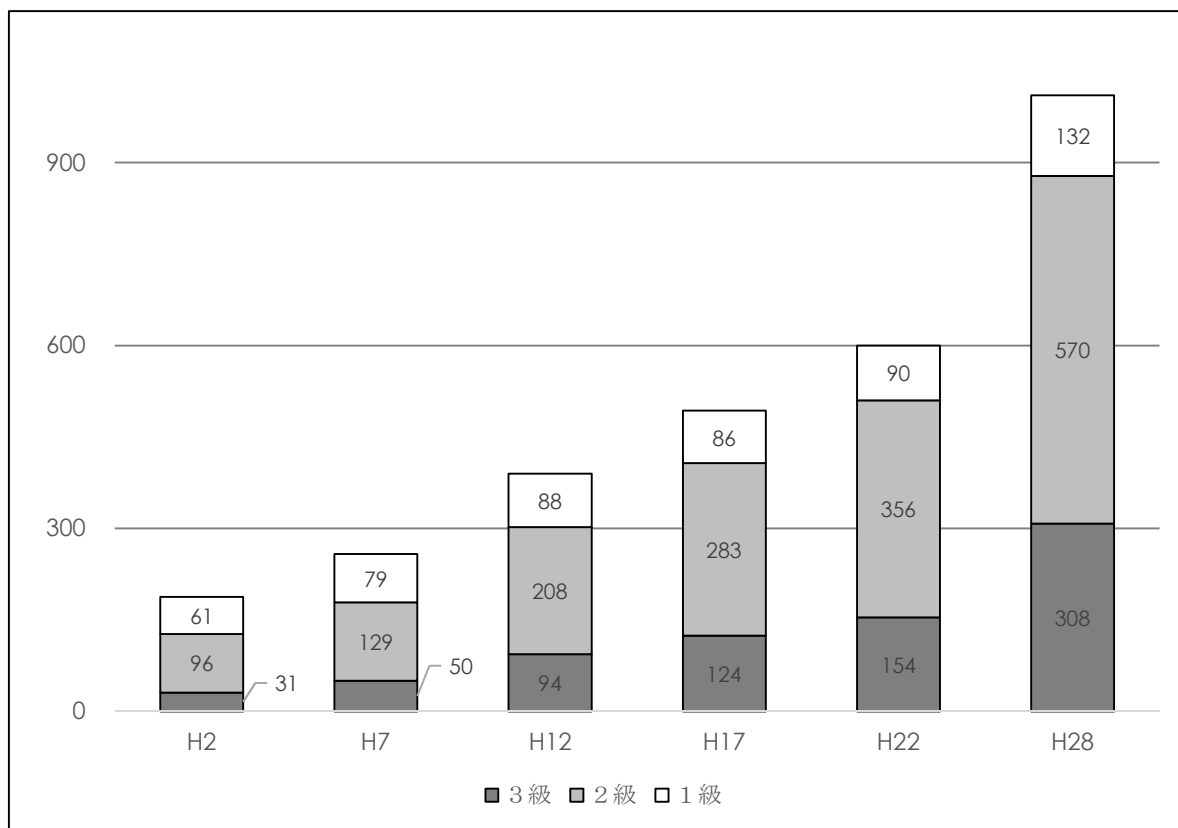
平成28年4月現在の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は、1,010人となっています。

障がいの等級別に見ると、1級が132人、2級が570人、3級が308人となっています。

前回の計画の統計時点である平成22年度と平成28年度の手帳交付者数を比較すると約1.7倍と大きく増加しています。

また、精神障がいに対する支援施策として、通院に掛かる医療費を助成する自立支援医療（精神通院医療）がありますが、前回の計画の統計時点である平成22年度の受給者数（1,766人）と平成28年度の受給者数（2,504人）を比較すると約1.4倍となっており、今後も増加傾向が見込まれます。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



1 基本理念

「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」

「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのことです。

障がいのある人もない人も共に生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方は、社会全体の認識になっているのは明らかですが、依然として、障がい者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）があります。ノーマライゼーションの背景には、心身に障がいを抱えている人たちの「ただ普通でありたい」という願いがあります。健常者には、何でもなく感じる障壁（バリア）も、障がいがある人にとっては超えられない壁になることがあります。社会としても、個人としても、まず障壁（バリア）を解消する手段を考えるように意識が働くことが、ノーマライゼーション理念が意図する方向です。

地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、第1期計画に引き続き、第2期計画においても、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を定め、取り組んでいきます。

・豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]

障がい者が自分にあった生活を送ることができるように、さらには障がい者の自立を支援するため、福祉や医療等のサービスの充実を図ります。

また、サービスに関する情報を容易に得ることができるようにするとともに、その利用等についての相談も気軽に受けられるよう、相談支援体制等の充実を図ります。

・生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]

障がい者が地域社会の一員として暮らしていくため、地域住民の支え合いの気持ちを育み、ボランティア活動の促進に努めます。

また、障がい者が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、障がい者の雇用・就労の支援を続けるとともに、障がい者や障がい者団体の活動を支援するなど障がい者の社会参加の機会の充実を図ります。

・バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]

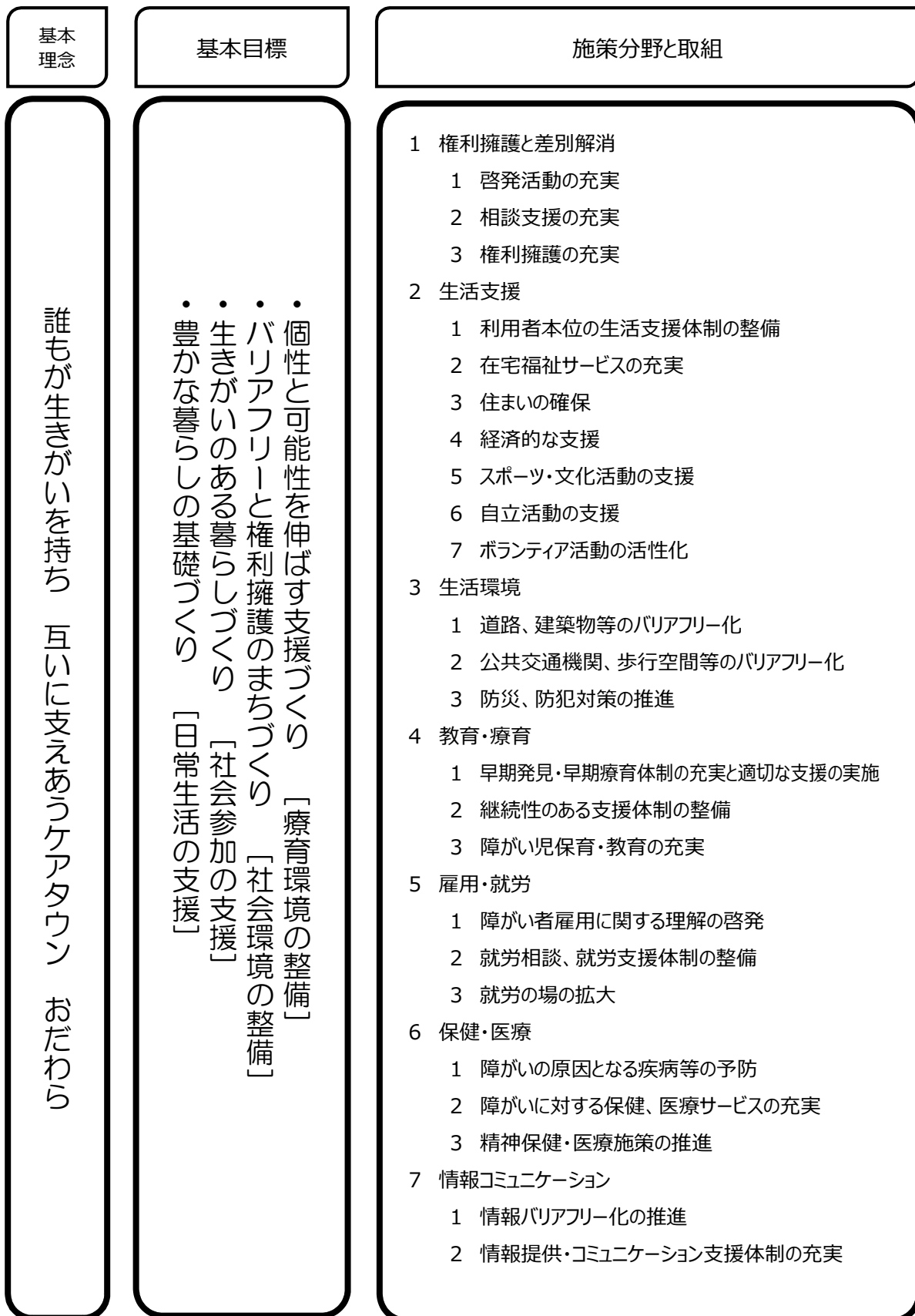
障がい者が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場や地域社会などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がいの特性について啓発し、心のバリアフリーの推進を図ります。

また、障害者差別解消法の理念に基づき、障がい者への不当な差別的な取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。

・個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

発達の遅れや障がいがある児を、早い段階から継続的な支援を実施していくよう療育に取り組みます。また、医療的ケアを必要とする児に適切な支援を図ります。

3 施策の体系図



1 計画の推進体制

この計画は、障がい者の生活全般を対象としたものですので、その取り組む分野は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。また、この計画の基本理念を達成するためには、ケアタウン構想や地域福祉計画と連携して取り組んでいく必要があります。

このため、この計画の推進にあたっては、福祉健康部が中心となり、地域、市社会福祉協議会、障がい者関係団体、事業者、地域障害者自立支援協議会、国・県など、多くの関係機関等との連携や協力を図りながら、全庁的な体制で取り組んでいきます。

2 計画の進捗状況の点検及び評価

第2期おだわら障がい者基本計画の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

第2章 施策の展開

施策の詳細体系図

第1節 権利擁護と差別解消

第2節 生活支援

第3節 生活環境

第4節 教育・療育

第5節 雇用・就労

第6節 保健・医療

第7節 情報・コミュニケーション

施策の詳細体系図

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|----------------|-----------|---|
| 1 権利擁護と差別解消 | 1 啓発活動の充実 | 001 障害者週間を中心とする啓発活動 002 福祉活動の啓発事業の実施 003 きらめき出前講座の実施 004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施 005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進 006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 007 心のバリアフリー啓発活動への支援 008 地域ミーティング事業の実施 009 ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施 010 人権に関する意識啓発の推進 011 「小田原市人権施策推進懇談会」の設置 012 障害者差別解消法の周知と取組 *** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会） |
| | 2 相談支援の充実 | 013 小田原市・足柄下郡 3 町地域障害者自立支援協議会の運営 014 障がい者総合相談支援センターの充実 015 地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進 |
| | 3 権利擁護の充実 | 016 成年後見制度利用支援事業の実施 017 障がい者虐待防止体制の整備と周知 再掲 障害者差別解消法の周知と取組（012） 再掲 障がい者総合相談支援センターの充実（014） *** 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会） *** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会） |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|-----------|-------------------|--|
| 2 生活支援 | 1 利用者本位の生活支援体制の整備 | 018 障害支援区分認定等審査会の設置 019 障がい者のための手引の作成・配布 再掲 障がい者総合相談支援センターの充実（014） |
| | 2 在宅福祉サービスの充実 | 020 障害福祉サービス費の給付 021 補装具費の給付 022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付 023 移動支援サービス費の給付 024 日中一時支援サービス費の給付 025 日常生活用具費の給付 026 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付 027 障がい者食の自立支援事業の実施 028 重度障がい者緊急通報システム事業の実施 029 障がい者地域活動支援センターの運営支援 030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施 031 施設入所者等の地域生活への移行支援 032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討 |
| | 3 住まいの確保 | 033 重度障がい者住宅設備改良費の助成 034 グループホームの設置促進 035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保 036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討 037 市営住宅のバリアフリー化の検討 |
| | 4 経済的な支援 | 038 市心身障害児福祉手当の支給 039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給 040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給 041 障がい者施設等への通所交通費の助成 042 タクシー運賃の助成 043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成 044 身体障がい者の自動車改造費の助成 045 障がい者就職支度金の支給 046 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>4 経済的な支援</p> | <p>047 重度障がい者医療費の助成 048 軽自動車税の減免 *** 障害基礎年金（国） *** 特別障害給付金（国） *** 特別児童扶養手当（国） *** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県） *** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県） *** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）</p> |
| <p>5 スポーツ・文化活動の支援</p> | <p>049 障害者スポーツ大会参加選手への支援 050 「県西地区みんなのつどい」の運営支援 051 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援 052 「県西地区障害者文化事業」の運営支援 053 「精神保健福祉地域交流会」の運営支援 054 大活字本の閲覧・貸出 055 バリアフリー映画会の開催 056 郵送貸出サービスの実施</p> |
| <p>6 自立活動の支援</p> | <p>057 知的障がい者サークル活動の育成 058 障がい者団体への支援 059 障がい者団体の活動の周知 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007） *** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）</p> |
| <p>7 ボランティア活動の活性化</p> | <p>*** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会） *** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会） *** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（小田原市社会福祉協議会） *** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会） *** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）</p> |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|-----------|------------------------|---|
| 3 生活環境 | 1 道路、建築物等のバリアフリー化 | 060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言 061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造 062 セーフティーロードの整備 063 市施設のバリアフリー化の推進 |
| | 2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 | 064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組 065 放置自転車への対策 066 視覚障がい者用信号機等の設置促進 |
| | 3 防災、防犯対策の推進 | 067 避難行動要支援者マップの活用 068 災害時における要配慮者用資機材の整備 069 災害時避難所の在り方の検討 070 119番ファクシミリ通報の運用 071 メール119番の運用 072 防災訓練への障がい者の参加促進 073 災害・防犯等情報のメール配信 |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|------------|---------------------------|---|
| 4 教育・療育 | 1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 | 074 乳幼児事後検診の実施 075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施 076 3歳児健康診査フォロー教室の実施 077 妊産婦訪問指導の実施 078 乳幼児訪問指導の実施 079 未熟児訪問の実施 080 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業） 081 早期発達支援体制の整備 082 障害児通所給付費の給付 083 保育所等訪問支援事業の実施 084 医療的ケアを必要とする障がい児の支援 085 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営 |

| | | |
|------------|-----------------|--|
| 4 教育・療育 | 2 継続性のある支援体制の整備 | 086 就学支援委員会の設置 087 継続性のある相談支援体制の整備 *** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所） *** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所） *** 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター） *** 巡回リハビリテーション事業（神奈川県総合療育相談センター） |
| | 3 障がい児保育・教育の充実 | 088 保育所における障がい児保育の実施 089 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保 090 市特別支援教育推進協議会の設置 091 特別支援学級担任者等研修会の実施 092 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施 093 個別支援員研修会の実施 094 特別支援学級の設置 095 ことばの教室の実施 096 特別支援教育相談室の設置 097 情緒障がい通級指導教室の実施 |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|------------|-------------------|--|
| 5 雇用・就労 | 1 障がい者雇用に関する理解の啓発 | 098 障がい者雇用の啓発 099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007） |
| | 2 就労相談、就労支援体制の整備 | 100 障害者就業・生活支援センター運営の支援 101 職場体験実習生の受入れ *** 西湘地区障害者就職面接会の開催（小田原公共職業安定所ほか） 再掲 障がい者地域活動支援センターの運営支援（029） |
| | 3 就労の場の拡大 | 102 特例子会社等の設立支援 103 アクティブシニア応援ポイント事業の実施 104 障がい者施設からの優先調達 105 障がい者雇用の対象拡大 |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|------------|-----------------------|---|
| 6 保健・医療 | 1 障がいの原因となる疾病等の予防 | 106 ママパパ学級の実施 107 不育症治療費助成事業の実施 108 妊婦健康診査の実施 109 新生児訪問指導の実施 110 乳幼児健康診査の実施 111 4か月児健康診査の実施 112 8～9か月児健康診査の実施 113 1歳6か月児健康診査の実施 114 3歳児健康診査の実施 115 妊婦歯科健康診査費助成の実施 116 特定健康診査の実施 117 長寿高齢者健康診査の実施 |
| | 2 障がいに対する保健、医療サービスの充実 | 118 障がい者歯科二次診療所運営事業 119 救命救急センターの運営 120 救急要請カードの活用 *** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県） |
| | 3 精神保健・医療施策の推進 | 121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施 122 ピアカウンセラー育成の検討 123 医療保護入院等への協力 124 心神喪失者医療観察制度への協力 125 自殺予防対策の推進 再掲 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 (006) *** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所） *** 精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所） *** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県） |

| 分野 | 取組 | 個別の取組 |
|-------------------|-------------------------|---|
| 7 情報・コミュニケーション | 1 情報バリアフリー化の推進 | 126 カラーバリアフリーの普及・啓発 127 障がい者や支援者向け先端技術の普及・啓発 |
| | 2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実 | 再掲 障がい者のための手引の作成・配布（019） 128 手話通訳者の設置 129 手話通訳者・要約筆記者の派遣 130 声の広報の発行 131 点訳「広報おだわら」の発行 132 ホームページにルビ振り機能の追加 133 点字版・音訳版各種お知らせの発行 134 手話通訳者・要約筆記者の養成 135 入院時のコミュニケーション支援 136 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供 137 城址公園内の環境整備について |

1 啓発活動の充実

現状と課題

市民向けアンケート調査においては、「福祉」に「身近な問題として関心がある」と「社会的な問題として関心がある」を合わせた回答が92%あり、「ノーマライゼーション理念」に「大いに賛同する」「ある程度賛同する」「賛同する」を合わせた回答が89.9%ありましたが、障害者差別解消法の認知度は、37.4%でした。このように概念や制度としてノーマライゼーション理念は普及していますが、具体的な理解が進んでいないものと思われます。

障がい者が地域で暮らしていくためには、障がいのある人も住み慣れた地域で、安心して生き生きと生活できるよう、市民一人ひとりが、真に「ノーマライゼーション理念」を理解し、障がいの特性等、障がい者に対する理解を深めることが必要です。

そして、行政やサービス提供事業所など特定の人たちだけでなく、地域全体で障がい者や高齢者の生活を支え合う地域福祉の推進が求められています。

障がい者に対する理解を深める手段として、講演会や地域ミーティング、障がい者施設での防災訓練やお祭りなどを通じた地域住民との交流活動等が行われています。また、学校などにおいても、障がいや障がい者についての理解を深めるための教育が実施されています。

取組の方向

障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション理念の普及を図るために、広報やホームページなど様々なメディアを活用し啓発活動を行うとともに諸団体の啓発活動を支援します。

また、啓発活動への障がい者の参画を進めます。

個別の取組

001 障害者週間を中心とする啓発活動

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者に対する理解と認識を深めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に重点的な啓発活動を行います。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

002 福祉活動の啓発事業の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 広報紙等を通じ、市民の障がいについての理解と認識を深めるため、障がい福祉事業や障がい福祉施設の紹介など啓発事業を実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

003 きらめき出前講座の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市職員が講師として市内在住・在勤・在学の希望者に障がい福祉施策をはじめ、市の各種事業について説明するとともに、障がい者施設の見学を行います。 |
| 所管課 | 生涯学習課・障がい福祉課 |

004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がいを克服し自立された障がい者と障がい者の更生に尽力された方を表彰し、障がい者の自立更生意欲を高めるとともに障がい及び障がい者についての理解を深めます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進

| | |
|-----|--|
| 概要 | すべての教育活動のなかで、障がい者に対する正しい理解と、共に生きる教育の推進を図ります。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 概要 | 精神保健福祉についての理解を深めるため、市民や団体を対象に説明します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

007 心のバリアフリー啓発活動への支援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

008 地域ミーティング事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 自治会長や民生委員、PTA など地域のキーパーソンを対象に、地域や近隣にある障がい者施設を見学し、施設の概要や利用者の日常生活について説明を受け、施設職員や利用者と懇談する地域ミーティング事業を実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

009 ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市民を対象に、障がいや障がい者への理解を促進するため、障がい者や家族による講演会や演奏会、障がいをモチーフにした映画の鑑賞会など様々な事業を実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

010 人権に関する意識啓発の推進

| | |
|-----|--|
| 概要 | 「人権」について正しい理解と認識を深め、偏見と差別のない社会づくりを推進するため、「人権を考える講演会」等、啓発事業を行います。 |
| 所管課 | 人権・男女共同参画課 |

011 「小田原市人権施策推進懇談会」の設置

| | |
|-----|--|
| 概要 | 小田原市人権施策推進指針に基づき、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため懇談会を設置し、本市の人権に係る施策について、意見等を伺います。 |
| 所管課 | 人権・男女共同参画課 |

012 障害者差別解消法の周知と取組

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて周知徹底を図ります。 |
| 所管課 | 障がい福祉課、職員課、各課 |

*** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 高齢者や障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とし、小学生から社会人を対象に福祉施設での一日体験学習事業を実施します。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

2 相談支援の充実

現状と課題

障害福祉サービスは、障がい者のニーズに合わせ多様化してきています。そのため障がい者自らが、様々なサービスの中から自分にあったサービスを選択することで、自分らしく生きることができる反面、サービスの情報提供不足や複雑化による適切な制度利用の難しさなどの面があることも否めません。

そこで、障がいのある方、その保護者、支援者等が様々な困りごと等について気軽に相談でき、かつ専門的なアドバイスを受けることのできる相談体制を維持し、公的なサービスだけでなくボランティアグループによる支援も含め、障がい者や家族等が自分で判断し、自分で決定できる十分な情報提供や支援を行う必要があります。

取組の方向

障がいのある方、その保護者、支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。また、虐待や不当な差別などの相談は、その内容に応じて関係機関と連携して取り組みます。

個別の取組

013 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営

| | |
|-----|--|
| 概要 | 小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している地域障害者自立支援協議会を、相談支援事業の運営評価や障害福祉計画の進捗状況の評価、地域の関係機関のネットワーク構築を推進する中核的役割を果たす協議の場として活用していきます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

014 障がい者総合相談支援センターの充実

| | |
|-----|--|
| 概要 | <p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

015 地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進

| | |
|-----|--|
| 概要 | <p>介護保険制度における地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等の協力関係を強化し、個別のケース検討会などを通じて、相談支援機能の充実を図ります。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課・高齢介護課 |

3 権利擁護の充実

現状と課題

障がい者の社会参加が進む中で、障がい者の自己決定権が重視されていますが、その一方で、障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題があります。

障害福祉サービスの利用の際の「自己選択」や「自己決定」を支援し、権利侵害や財産の保全管理などの問題に対応するためには、障がい者に対して適切な情報提供が行われ、また、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度などを有効に活用していく必要があります。

また、障がい者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手であるといった障がいの特性などのため発見が難しいことから、虐待防止体制を整備するとともに、周囲の理解を得るための周知が必要です。

取組の方向

障がい者の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度の利用を支援します。また、虐待防止や差別解消法に関して周知を図ります。

個別の取組

016 成年後見制度利用支援事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行うための支援等を行います。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

017 障がい者虐待防止体制の整備と周知

| | |
|-----|---|
| 概要 | <p>障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の相談や防止のための支援などを行います。事案発生時には、必要に応じて、県や地域障害者自立支援協議会などの機関と協力して対応します。また、虐待防止に関する情報等を市民に周知します。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

再掲(012) 障害者差別解消法の周知と取組

| | |
|-----|---|
| 概要 | <p>市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて周知徹底を図ります。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

再掲(014) 障がい者総合相談支援センターの充実

| | |
|-----|--|
| 概要 | <p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

*** 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者や高齢者などのうち判断能力が十分でない方を対象に、小田原市社会福祉協議会が後見人等になる法人後見事業を実施します。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

*** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 一人暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々や身体的な障がいにより日常生活を送る上で不安を抱えている方々が、地域において安心して生活できるよう、福祉サービスの利用支援、財産の保全・管理、権利擁護相談事業などを行います。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

1 利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問に、「経済的な援助の充実（22.6%）」に次いで、「障がい者の日常生活を支援するサービスの充実（8.8%）」及び「入所（居住する）福祉施設の充実（7.3%）」に関する回答が多くなっています。このように障害福祉サービスに対する要望が高い中で、障がい者自らがサービスを選択し決定できる質の高い供給体制の確保と十分な情報提供が欠かせません。

また、利用者の人権に配慮したサービスを受けることができるよう、事業者が提供するサービスの質を高めていく必要があります。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、障害支援区分認定審査会を設置し、障害福祉サービス費の支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。

また、計画相談事業所や支援する事業所と行政が連携し、利用者や家族の意思を尊重し、適切なサービスの提供に努める必要があります。

個別の取組

018 障害支援区分認定等審査会の設置

| | |
|-----|---|
| 概要 | 利用者本位の適正な支援体制を確保するため、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして設けられている「障害支援区分」を認定する審査会を設置し、支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

019 障がい者のための手引の作成・配布

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい別に、障害福祉サービスや手当等々の情報を記載した「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

再掲(014) 障がい者総合相談支援センターの充実

| | |
|-----|--|
| 概要 | <p>個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談など必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p> |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

2 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者や家族の高齢化が進み、高齢の親や兄弟姉妹が高齢の障がい者を介護する状態も進行しています。

施設への入所から地域生活へと国の政策が重点を移す中、障がい者がグループホームや在宅で自立した生活をするためには、ライフステージごとの生活上の課題やニーズに対応した適切なサービスが必要です。

取組の方向

より充実した在宅生活を実現していくため、関係機関と連携しながら、既存のサービスのより適切な提供に努めるとともに、在宅で介護する家族への相談の充実等に努めます。

個別の取組

020 障害福祉サービス費の給付

| | |
|-----|--|
| 概要 | 法に基づくホームヘルプなどの居宅介護サービスや就労継続支援サービスなどの通所サービスの利用者、入所施設やグループホームの利用者に対し、介護給付費・訓練等給付費などを給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

021 補装具費の給付

| | |
|-----|--|
| 概要 | 法に基づく障がい者等の身体機能を補完する補装具（義肢、車いす、補聴器など）の購入費・修理費を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付

| | |
|-----|---|
| 概要 | 専用の浴槽を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴が困難な在宅の重度障がい児者の入浴を支援する訪問入浴サービスを利用する方に、重度障がい者訪問入浴サービス費を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

023 移動支援サービス費の給付

| | |
|-----|--|
| 概要 | 知的障がい者・精神障がい者などの外出支援のため、ガイドヘルパーによる支援を行う移動支援サービスを利用する方に対し、移動支援サービス費を給付します。 また、義務教育課程の通学についてもサービスを利用することが出来るよう、制度の見直しを進めます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

024 日中一時支援サービス費の給付

| | |
|-----|---|
| 概要 | 介護者の一時的な休養などのために、障がい福祉施設などで見守りを行う日中一時支援サービスを利用する方に対し、日中一時支援サービス費を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

025 日常生活用具費の給付

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅の障がい児者の日常生活の利便を図るため、ストマ用品、入浴補助用具などの日常生活用具の購入費を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

026 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

| | |
|-----|---|
| 概要 | 小児慢性特定疾病児の日常生活上の利便を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

027 障がい者食の自立支援事業の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等で、栄養管理等に支障がある在宅障がい者の配食サービス利用を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

028 重度障がい者緊急通報システム事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等が抱える緊急事態に対する不安解消を図るため、緊急時に市が委託した警備会社に通報を発信することができる装置の利用を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

029 障がい者地域活動支援センターの運営支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅の重症心身障がい児者、緊急的な支援が必要なケース等に対応するため、県西圏域の市町が連携し、支援が困難な障がい児者に対するサービス提供体制を整えることを目的に、県が指定する拠点事業所を支援します。また、在宅の重症心身障がい児者の認定を受けていないが医療的ケアを必要とする障がい児者については、実態を把握し地域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し対応を検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

031 施設入所者等の地域生活への移行支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者施設に入所、または精神科病院に長期入院していた方が、グループホームを利用しながら地域での生活を開始した場合に、グループホームの家賃を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討

| | |
|-----|---|
| 概要 | 在宅で障がい者を介護・介助する家族等に対し、障がい福祉事業所や関連機関と連携し相談を充実させるとともに、支援の施策について検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

3 住まいの確保

現状と課題

障がい者向けアンケート調査において、現在住んでいる住宅についての設問には、約3分の2の方が、本人または家族の持ち家（一戸建て、分譲マンションなど）と回答しています。このため、障がい者が、家族とともに住みなれた地域において快適かつ安全に生活するためには、障がい者にも家族にも使いやすい住まいが必要で、段差の解消や手すり等の整備など安全性や利便性の確保が求められています。

また、国は、施設入所から地域生活への移行を推進しており、障がい者が地域の中で、普通の暮らしができるよう日常生活面での支援を受けながら生活できるグループホームも増加してきています。

取組の方向

既存住宅のバリアフリー化への改修費の助成事業やグループホームの開設に係る助成事業を推進するとともに、居住サポートについて、関係機関と連携しながら検討します。

個別の取組

033 重度障がい者住宅設備改良費の助成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 重度障がい者の在宅生活を支援するため、玄関の段差解消やトイレ・風呂などを障がいに適するように改造する場合、その工事費用の一部を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

034 グループホームの設置促進

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の地域移行を推進するに当たり、グループホーム設置について地域住民の理解を得るため、広報等による周知啓発に努めます。 また、グループホームの開設時に必要となる洗濯機・冷蔵庫などの購入費を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保

| | |
|-----|--|
| 概要 | 知的障がい者を主な対象者とするグループホームに比べ、市内への開設が進んでいない身体障がい者・精神障がい者を主な対象者としたグループホームの開設を、社会福祉法人等に働きかけます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討

| | |
|-----|---|
| 概要 | 住まいを求める障がい者に対し、情報の提供、相談、入居時及び入居後のサポートを行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施について、検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

037 市営住宅のバリアフリー化の検討

| | |
|-----|---|
| 概要 | 大規模改修時等に障がい者等が入居しやすくなるよう、市営住宅のバリアフリー化について検討します。 |
| 所管課 | 建築課 |

4 経済的な支援

現状と課題

障がい者の経済的負担を軽減し、自立や社会参加を進めるため、さまざまな経済的支援が実施されています。

障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問は、「経済的な援助の充実」に最も多くの回答がありました。

特に、就労が困難な障がい者にとって、国から支給される障害基礎年金は生活を支えるものとなっていることから、その充実が望まれています。

また、障がい者が通所施設などでの作業を通して得られる工賃収入は、依然として低い水準にあり、施設までの交通費を工賃でまかなえない場合も多くあります。

取組の方向

障がい者の経済的負担を軽減するための施策については、少子高齢化社会の急激な進展や様々な要因による厳しい財政状況の中、障がい者の自立と人権擁護の観点から継続的に実施していけるよう関係機関と連携していく必要があります。

個別の取組

038 市心身障害児福祉手当の支給

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市内在住の20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1級～4級所持者、IQ50以下の障がい児、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）で、国の障害児福祉手当を受給していない障がい児の保護者に対し、手当を支給します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給

| | |
|-----|---|
| 概要 | 日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態の在宅重度障がい児者等に対し、制度の周知を図り、手当の支給を行います。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給

| | |
|-----|--|
| 概要 | 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方に対して福祉給付金を支給します。 |
| 所管課 | 福祉政策課 |

041 障がい者施設等への通所交通費の助成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 就労移行支援事業所や地域活動支援センターなどの障がい者施設へ通所する方に、施設までの交通費を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

042 タクシー運賃の助成

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅重度障がい者等の社会参加や医療機関受診を促進するため、タクシー等を利用した場合に、タクシー券により運賃の一部を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者が社会参加のために自動車運転免許の取得をする場合に、免許の取得にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

044 身体障がい者の自動車改造費の助成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 身体障がい者が社会参加のために、自らが運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

045 障がい者就職支度金の支給

| | |
|-----|---|
| 概要 | 初めて就職するなど、就職に伴ってワイシャツ・鞆などが必要となる障がい者に対し、支度金を支給します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

046 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がいの除去または軽減を目的に、対象者の手術や治療にかかる医療費のうち、自己負担分の一部を給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

047 重度障がい者医療費の助成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3級かつIQ50以下の方、IQ35以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ））が療養又は医療の給付を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。また、対象者の範囲について検討していきます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

048 軽自動車税の減免

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者又は障がい者と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活で障がい者のために主に使用する軽自動車等に対する軽自動車税を、申請により減免します。 |
| 所管課 | 市税総務課 |

*** 障害基礎年金（国）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 国民年金加入中に、病気やケガで障がいになったとき、20歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になったときなど、一定の要件を満たす場合に、障害基礎年金が国から支給されます。 |
| 所管課 | 国 |

*** 特別障害給付金（国）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者のうち、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方に対して、国から特別障害給付金が支給されます。 |
| 所管課 | 国 |

*** 特別児童扶養手当（国）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 一定の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対して、国から特別児童扶養手当が支給されます。 |
| 所管課 | 国 |

*** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅の重度重複障がい者や特別障害者手当、障害児福祉手当受給者に、在宅重度障害者等手当が支給されます。 |
| 所管課 | 県 |

*** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 加入者（保護者）の相互扶助により、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、残された心身障がい者に終身一定額の年金が支給されます。 |
| 所管課 | 県 |

*** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|----------------------------------|
| 概 要 | 低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活資金等の貸付を行います。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

5 スポーツ・文化活動の支援

現状と課題

人々が生活をする上で、スポーツやレクリエーション、文化活動などへの参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るためになくってはならないものです。

こうした活動は、障がい者にとって、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持・増進、余暇の充実等の機会であり、また、生きがいや仲間との触れ合いの場として必要です。

しかし、障がい者が気軽に活動や交流ができる場は少なく、情報も限られています。こうした活動を障がい者団体が実施したり支援したりしてきましたが、団体へ加入していない障がい者や団体を知らない障がい者が増えています。

取組の方向

スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援策として、手話通訳者等の情報保障、主催団体への支援、活動機会・活動場所の確保等について支援します。

個別の取組

049 障害者スポーツ大会参加選手への支援

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 概要 | 全国障害者スポーツ大会、神奈川県障害者スポーツ大会への参加を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

050 「県西地区みんなのつどい」の運営支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 県西地区の施設利用者、在宅の障がい者とその家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「県西地区みんなのつどい」の運営を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

051 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者と家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「障がい者レクリエーション大会」の運営を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

052 「県西地区障害者文化事業」の運営支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 県西地区の障がい者の文化・芸術作品を展示するとともに、地域住民の理解と障がい者に対する認識を深め、障がい者の社会参加を図る障害者文化事業の運営を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

053 「精神保健福祉地域交流会」の運営支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市民を対象に、精神保健福祉及び精神障がい者について理解を深めるため、専門家を招いた講演会を開催するなど、精神障がい者福祉の向上を図る精神保健福祉地域交流会を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

054 大活字本の閲覧・貸出

| | |
|-----|--|
| 概要 | 弱視の方が読みやすい大活字本を購入し、図書館で配架し、閲覧及び貸出をします。 |
| 所管課 | 図書館 |

055 バリアフリー映画会の開催

| | |
|-----|--|
| 概要 | 聴覚障がい者や視覚障がい者が楽しめるよう、手話通訳者によるガイドのほか、字幕や音声ガイドに工夫を凝らした映画会を開催します。 |
| 所管課 | 図書館 |

056 郵送貸出サービスの実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 身体に障がいがあるために図書館の利用が困難な方を対象にした図書資料の郵送貸出サービスや視覚に障がいがある方を対象にした視聴覚資料の郵送貸出サービスを実施します。 |
| 所管課 | 図書館 |

6 自立活動の支援

現状と課題

障がい者自らが積極的に社会参加していくことは、障がい者の社会的な自立を促進する上で重要なことです。

しかし、こうした活動に大きな役割を果たしてきた障がい者団体の中には、会員の高齢化などにより会員数が減少している団体もあります。

障がい者自身の自立や社会参加への意欲を高めるためには、障がい者個人やグループによる主体的な活動とともに、ボランティアや地域住民による支援も必要です。

少子高齢化社会の中で、障がい者も地域の中でできる活動を行い、互いに助け合う社会づくりが求められています。

取組の方向

障がい者団体の運営や障がい者の自立と社会参加に向けた積極的な活動に対し、その実情に配慮しながら、引き続き支援します。また、障がい者の地域活動への参加を支援します。

個別の取組

057 知的障がい者サークル活動の育成

| | |
|-----|---|
| 概要 | 在宅知的障がい者を対象とし、余暇の有効な利用と日常生活に必要な基礎知識の習得を目的とするサークル活動育成事業を実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

058 障がい者団体への支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者団体の育成を図るため、団体運営について助言するとともに運営を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

059 障がい者団体の活動の周知

| | |
|-----|---|
| 概要 | 様々な活動をしている障がい者団体の活動内容等の周知を図り、新たな参加者の加入を促進します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

再掲(007) 心のバリアフリー啓発活動への支援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

*** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 概要 | 精神障がい者の自助グループ及び家族会の組織づくりなどを支援しています。 |
| 所管課 | 小田原保健福祉事務所 |

7 ボランティア活動の活性化

現状と課題

障がい者が地域社会で安心して暮らしていくためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の積極的な支援、ボランティアの存在が必要不可欠です。

一般向けアンケートの調査結果において、障がい者や高齢者を対象としたボランティア活動を実践してみたいと回答した割合は39.1%で、前回調査時の31.0%と比べ、増えていることから、市民のボランティア意識が高まっていることが伺えます。しかしながら、障がい者向けアンケートの調査結果では、1年以内にボランティアの支援を受けた方は10.6%であり、ボランティアとその支援を必要としている人たちとを結び付ける仕組みが十分整っているとはいえません。

取組の方向

地域社会全体で障がい者等を支え合うまちづくりを進めるために、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、市民ボランティアの育成やボランティアの活動を支援します。

個別の取組

*** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者に身近な地域住民を中心とした市民ボランティアと連携し、障がい者が必要としている支援に対応できる仕組みの構築について検討します。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

*** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|------------------------------|
| 概要 | ボランティアニーズに応じ、ボランティアの調整を行います。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

*** 車いす介助法・視覚障がい者誘導體験事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 車いす介助、視覚障がい者誘導體験など、障がい者介助の基礎を学ぶ機会を設けます。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

*** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | ボランティアとしての基礎知識の習得や福祉活動の理解を深めるとともに、福祉的活動や必要な技術を有する新たなボランティアの養成・育成と、すでに登録されているボランティアの技術向上を目的に開催します。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

*** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 指導者層を対象に、地域でのボランティア活動の方策等を学ぶための研修会を開催します。 |
| 所管課 | 社会福祉協議会 |

1 道路、建築物等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、鉄道駅舎へのエレベータの設置や歩道の整備等、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

しかし、公共施設などを含め、既存の建築物やその設備のバリアフリー化は、まだ十分とは言えない状況にあります。また、特に観光の中心である小田原駅から小田原城址公園周辺にかけての歩道等の整備が待たれるところです。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、安心して外出ができるよう、公共施設などの整備を行うとともに、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者や高齢者が安心して自由に行動できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設に対して、「バリアフリー法」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく指導や助言を行い、整備基準に適合している場合には、適合証を交付します。 |
| 所管課 | 建築指導課 |

061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、広幅員歩道、歩道の段差解消、点字ブロック等の設備を有する街路を整備します。 |
| 所管課 | 都市計画課・道水路整備課 |

062 セーフティーロードの整備

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、歩道の段差を改善するとともに、点字ブロックを設置します。 |
| 所管課 | 道水路整備課 |

063 市施設のバリアフリー化の推進

| | |
|-----|------------------------------|
| 概要 | 既存の市施設の改修等に合わせ、バリアフリー化を進めます。 |
| 所管課 | 各施設所管課 |

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

障がい者や高齢者が安心して外出できるようにするためには、建物などのバリアフリー化以外にも、公共交通機関などでは、知的障がい者にも分かりやすい案内版の表示やコミュニケーションボードを活用したりするなどの工夫が大切になります。

また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者の通行を妨げないよう、歩行空間の安全確保も必要です。

取組の方向

誰もが自分の意思に基づいて自由な行動がとれるよう、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組

| | |
|-----|---|
| 概要 | 各鉄道事業者に対し、障がい者や高齢者をはじめ誰もが利用しやすい駅施設の整備促進について協力を求め、また、バス事業者やタクシー事業者と連携し、ノンステップバスや低床バス、UDタクシーなどの車両の導入を推進します。 |
| 所管課 | 都市計画課 |

065 放置自転車への対策

| | |
|-----|---|
| 概要 | 駅周辺に駐輪場を確保し、また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者等の移動の妨げにもなる放置自転車等を整理・処分します。 |
| 所管課 | 地域安全課 |

066 視覚障がい者用信号機等の設置促進

| | |
|-----|---|
| 概要 | 視覚障がい者用信号機等の設置について、神奈川県、小田原警察署等の関係機関に要望します。 |
| 所管課 | 地域安全課 |

3 防災、防犯対策の推進

現状と課題

障がい者は、地震や台風などの災害が発生した時、避難できず取り残されたり、取れる行動に制限があったりする場合があることから、早期の情報提供や避難行動とその支援が欠かせません。大規模地震災害時など、特に長期間の避難所生活が見込まれる場合においては、障がいの特性により生活場所等を考慮する必要があります。

避難所に開設される仮設救護所では、一般的な医薬品を確保していますが、普段から服薬している薬は、一定の量を自宅で保管したり、お薬手帳を常に身につけたりするなど、自己対策も必要です。

また、障がい者は、犯罪に対する情報や知識・認識が不足しやすく、犯罪被害者になりやすい傾向があります。

取組の方向

「小田原市地域防災計画」などにに基づき、地域及び小田原警察署などの関係機関と連携を取るほか、総合的な防災・防犯対策を推進します。

個別の取組

067 避難行動要支援者マップの活用

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者など避難行動要支援者の居所を正確に把握し、災害発生時の救出及び避難誘導を行うため、避難行動要支援者マップ（居所を表示した明細地図）を作成し、消防機関、自治会長・民生委員などに配布するとともに、制度の周知に努めます。 |
| 所管課 | 福祉政策課・障がい福祉課 |

068 災害時における要配慮者用資機材の整備

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 概要 | 災害発生時に、要配慮者が避難所で生活を送るために必要な資機材を整備します。 |
| 所管課 | 防災対策課・障がい福祉課 |

069 災害時避難所の在り方の検討

| | |
|-----|--|
| 概要 | 大規模災害発生時に、災害時要配慮者等が避難所での生活を支障なく送れるよう、福祉避難所も含め、その在り方を検討します。 |
| 所管課 | 防災対策課・障がい福祉課 |

070 119番ファクシミリ通報の運用

| | |
|-----|---|
| 概要 | 聴覚障がい者等に 119 番ファクシミリ通報専用用紙を事前配布し、救急車、消防車等の要請をファクシミリで受信、また、指令室からも受信確認専用用紙を用いて相互に通信します。 |
| 所管課 | 情報指令課・障がい福祉課 |

071 メール 119 番の運用

| | |
|-----|---|
| 概要 | 電子メールによる 119 番通報の利用を希望する聴覚障がい者等を事前に登録し、救急車、消防車等の要請を電子メールで受信し、指令室からも電子メールを用いて相互に通信します。 |
| 所管課 | 情報指令課・障がい福祉課 |

072 防災訓練への障がい者の参加促進

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 地域団体や障がい者団体等の協力を得て、地域の防災訓練への障がい者の参加を促進します。 |
| 所管課 | 防災対策課・障がい福祉課 |

073 災害・防犯等情報のメール配信

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 災害や防犯等に関する情報を、アドレス登録者にメール配信し、特に災害時等緊急事態発生時に速やかな情報提供を実施します。 |
| 所管課 | 防災対策課・地域安全課・障がい福祉課 |

1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施

現状と課題

乳幼児や児童の障がいを早期に発見し、適切な早期療育を行うことは、子どもの成長に良い結果をもたらすと考えられます。

しかし、乳幼児期においては成長の個人差も大きく、保護者が我が子の障がいを受容することが難しい場合もあります。

保育所や幼稚園では、発達障がいの疑いなどがある子どもが増加している傾向にあり、臨床心理士等の専門職員や医療機関などの関係機関が連携して、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育を行うことが可能となるような体制の充実が求められています。

また、子どもが健やかに生まれ育まれるため、妊産婦、乳幼児に対する健康診断やハイリスク妊産婦に対するきめ細かな保健指導などの充実を図る必要があります。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所給付事業を提供します。

また、市が運営する「つくしんぼ教室」では専門職による療育の充実を図ります。

さらに、医療機関や小田原児童相談所、保健センター等の関係機関と連携し、早期発見・早期療育体制の充実を図るとともに、保育所・幼稚園等における発達障がいが疑われる子等に対して適切に指導できるよう、早期発達支援に取り組みます。

個別の取組

074 乳幼児事後検診の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 各種乳幼児健康診査・育児相談及び家庭訪問等により、指導が必要と認められる乳幼児に対し、障がいの早期発見や経過を確認するために検診を実施し、適切な指導を行い乳幼児の発育・発達を促進します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

076 3歳児健康診査フォロー教室の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

077 妊産婦訪問指導の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | ハイリスク妊産婦に対し、保健師等が家庭訪問を行い、妊娠中及び産褥期の健康管理と出産・育児に向けて準備を整えられるように支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

078 乳幼児訪問指導の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 各種乳幼児健康診査・育児相談等で保健師の家庭訪問が必要と認められた乳幼児に対し、発育・発達の確認や育児指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

079 未熟児訪問の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 未熟児は正常な新生児に比べ生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高いため、家庭訪問を通して、養育支援の必要な家庭を早期にかつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者への重点的支援を行います。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

080 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、支援が必要な家庭を適切なサービス提供につなげます。 |
| 所管課 | 子育て支援課 |

081 早期発達支援体制の整備

| | |
|-----|--|
| 概要 | 発達障がい専門とする臨床心理士や保健師が保育所等を訪問し、発達障がい疑われる児童を観察し助言・指導を行うとともに、関係機関との連携を図る中で、児童に対する早期発達支援の充実を図ります。 |
| 所管課 | 保育課 |

082 障害児通所給付費の給付

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい児や発達の遅れがある児童などについて、その児童や家族などを支援するため、障害児相談支援、放課後等デイサービス、児童発達支援などのサービスを給付します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

083 保育所等訪問支援事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 保育所等を訪問し、障がい児や職員等に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

084 医療的ケアを必要とする障がい児の支援

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 概要 | 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の通所について支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

085 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営

| | |
|-----|---|
| 概 要 | 障がい児や発達に遅れや心配のある乳幼児が親子で通園し、保育を通して豊かな成長・発達を促すとともに、保護者の相談に応じ、子育て支援をします。また、必要に応じ、理学療法士等、専門職が個別訓練します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

2 継続性のある支援体制の整備

現状と課題

障がい児に対する支援は、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、障がい児や保護者の相談を継続性のある体制で受け止められるようにする必要があります。

このため、関係機関の連携を強化するとともに、情報の共有化を図る必要があります。

取組の方向

児童相談所、県総合療育相談センター、県発達障害支援センター、市役所、保健センター、相談支援事業者、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等の連携を強化し、小学校就学時、中学校進学時等に、関係機関での情報の共有化を図るとともに、児童の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。

個別の取組

086 就学支援委員会の設置

| | |
|-----|---|
| 概 要 | 特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討します。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

087 継続性のある相談支援体制の整備

| | |
|-----|---|
| 概要 | 健康づくり課、子育て政策課、保育課、障がい福祉課、教育指導課等の出産前から各時期に渡って支援する関係機関が、支援や相談の内容等の情報を適切かつ切れ目なく引き継がれる体制の構築について検討し、整備に努めます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課・関係各課 |

*** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）

| | |
|-----|----------------------------------|
| 概要 | 在宅重症心身障がい児者の家庭を訪問し、必要な療育支援を行います。 |
| 所管課 | 小田原児童相談所 |

*** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所）

| | |
|-----|---------------------------------|
| 概要 | 在宅の進行性筋萎縮症児者の家庭を訪問し、必要な支援を行います。 |
| 所管課 | 小田原児童相談所 |

*** 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 知的障がい者に関する療育手帳申請、医療、日常生活等の様々な相談に専門職員が対応します。また、身体障がい者の補装具に関する相談に専門事業者等が対応します。 |
| 所管課 | 神奈川県総合療育相談センター |

*** 巡回リハビリテーション事業（神奈川県総合療育相談センター）

| | |
|-----|---|
| 概 要 | 総合療育相談センターの専門職員が、市「つくしんぼ教室」等を巡回し、障がい児の身体機能、心理的発達の状態等について、事業所職員や保護者に対し、療育上の助言等を行います。 |
| 所管課 | 神奈川県総合療育相談センター |

3 障がい児保育・教育の充実

現状と課題

本市では、保育所や幼稚園においては、障がい児と健常児の統合保育を導入し、小・中学校においては、保護者からの要望を受け入れながら、特別支援学級の充実を図っていますが、発達障がいをはじめとする支援を要する子どもは増加傾向にあります。

また、市内にある県立小田原養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、知的障がい児・肢体不自由児の教育を行っていますが、障がいの重度化や医療的ケアを要する児童の増加などの傾向が見られます。

障がい児の教育についても、平成26年1月に締結された障がい者の権利条約におけるインクルーシブ教育の観点から実践していくことが考えられます。

取組の方向

「小田原市子ども・子育て支援事業計画」と歩調を合わせながら、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れや特別支援学級の充実など、障がい児保育・教育の推進に取り組みます。

個別の取組

088 保育所における障がい児保育の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市立保育所において、発達の遅れが見られる園児等の集団保育を実施します。また、私立保育所に対して、障がい児の受入れに係る保育士の加配に対する補助を行うことで、私立保育所における障がい児保育の実施を促進します。 |
| 所管課 | 保育課 |

089 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保

| | |
|-----|--|
| 概要 | 幼稚園に在籍する障がいのある幼児に対し、身の回りの世話や移動、遊びや友達関係が円滑に進められるよう、支援を行う介助員を配し、障がい児が健常児と一緒に集団生活を楽しめるようにします。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

090 市特別支援教育推進協議会の設置

| | |
|-----|---|
| 概要 | 特別支援教育に関する基本的な考え方、教育環境整備、就学指導の在り方、教育内容、指導方法の改善等について、研究協議を実施します。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

091 特別支援学級担任者等研修会の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について、研修を行います。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

092 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 小学校3年生以上及び中学校の特別支援学級の児童・生徒に対し、1泊2日の宿泊学習を通じて、生活経験の拡大を図るとともに、自主性、責任感及び協調性を養い、共に学ぶ力を育みます。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

093 個別支援員研修会の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の仕方について研修することにより、支援の充実を図るため、研修会を行います。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

094 特別支援学級の設置

| | |
|-----|--|
| 概要 | 身体障がい、知的障がい、自閉症・情緒障がい等のある児童・生徒に対し、適切な指導・支援を行うため特別支援学級を設置します。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

095 ことばの教室の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市立小学校に在籍する、言語に課題のある児童に適切な指導を行うために、市立新玉小学校・下府中小学校に「ことばの教室」を設置し、通級による指導を行います。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

096 特別支援教育相談室の設置

| | |
|-----|---|
| 概要 | 特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒並びにその教育に関わる保護者及び教員等の相談に応じるため、相談員を配置し、支援の推進を図ります。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

097 情緒障がい通級指導教室の実施

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 市立小学校に在籍する情緒等に課題のある児童に対し、改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけ、充実した生活が送れるよう指導します。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

1 障がい者雇用に関する理解の啓発

現状と課題

平成25年4月から、民間企業の障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、対象企業が従業員56人以上から50人以上になったことから、民間企業による積極的な雇用が必要となっています。

平成27年6月現在の小田原市内の民間企業の法定雇用率達成企業の割合は52.8%(注)となっており、全国の法定雇用率達成企業の割合47.2%を上回っていますが、未達成の企業が半数近くとなっています。

障がい者の雇用や就労を促進するためには、障がい者の雇用に関する企業の理解が必要であるとともに、障がい者の就労に関する市民の理解も必要です。

(注) 調査対象は、小田原公共職業安定所管内に本社を有する障がい者の雇用義務のある50人以上規模の企業（資料提供：神奈川県労働局職業安定部職業対策課）

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

個別の取組

098 障がい者雇用の啓発

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の一般就労を促進するため、企業などを対象に、障がい者を雇用するために必要な配慮や制度についての啓発を図ります。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の就労支援事業所等で製造した食品などを市役所等で定期的に販売し、併せて、障がい者の就労に関する市民の意識の啓発を図ります。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

再掲(007) 心のバリアフリー啓発活動への支援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

2 就労相談、就労支援体制の整備

現状と課題

障がい者の就労相談については、小田原公共職業安定所のほか、障害者就業・生活支援センターやおだわら障がい者総合相談支援センター、県障害者就労相談センターなどが実施しており、地域障害者自立支援協議会に設置されている就労支援部会などをはじめ各機関が連携した支援体制の整備に取り組んでいます。

一般就労に至っても、障がい特性に応じた配慮が十分でない、職場環境になじめないなどの個々の状況により、短期間で離職してしまうケースが多くあります。

このため、障がい者を雇用した企業が、障がい特性に応じた配慮をすることはもちろんですが、企業と障がい者の間に立ち、双方に適切な支援や助言を行うなどのフォローをしていくことが重要です。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

個別の取組

100 障害者就業・生活支援センター運営の支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者の求職や就職後の相談・助言、公共職業安定所や企業との調整等、職場実習や職業準備訓練の斡旋・調整などを実施し、障がい者の就業や生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対して、県西2市8町共同で運営費を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

101 職場体験実習生の受入れ

| | |
|-----|--|
| 概要 | 神奈川県立小田原養護学校に通学する生徒の職場体験実習を市役所で受け入れます。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

*** 西湘地区障害者就職面接会の開催（小田原公共職業安定所ほか）

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい者の雇用を促進するため、企業による障がい者を対象とした就職面接会を開催します。 |
| 所管課 | 小田原公共職業安定所ほか・障がい福祉課 |

再掲(029) 障がい者地域活動支援センターの運営支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

3 就労の場の拡大

現状と課題

障がい者の法定雇用率の引き上げ等により、これまで障がい者の雇用に消極的であった企業も、積極的に障がい者を雇用する可能性が考えられますが、障がい者を雇用したことのない企業には、障がい者の雇用にあたって、障がいの特性に合わせてどのような配慮が必要なのかといったノウハウの蓄積がないため、専門機関の支援が必要になるものと考えられます。

また、本市には、特例子会社が1社、就労継続支援A型事業所が1事業所設立されていますが、障がい者の就労拡大のため、これらの企業や事業所の増加が求められています。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業に対して障がい者雇用について啓発し、雇用の場の拡大を図ります。

また、市役所における障がい者雇用について適切な方法による雇用の拡大に努めます。

個別の取組

102 特例子会社等の設立支援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市内における特例子会社や就労継続支援A型事業所の設立について関係事業者とともに検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

103 アクティブシニア応援ポイント事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 本市在住の60歳以上の方が登録し、市指定の介護保険施設などでボランティア活動をすると、その活動に対してポイントがつき、地場産品などと交換ができるアクティブシニア応援ポイント事業の活動場所や商品提供事業所に、障がい福祉事業所の参加を促進します。 |
| 所管課 | 高齢介護課・障がい福祉課 |

104 障がい者施設からの優先調達

| | |
|-----|---|
| 概要 | 障がい者の就労の拡大や工賃額の向上を図るため、障がい者施設等で作られる物品や提供できる役務を小田原市役所各課で調達します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

105 障がい者雇用の対象拡大

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市役所における障がい者雇用の拡大のため、新たに知的障がい者及び精神障がい者も雇用対象とし、合理的配慮を持って適切に雇用する方法を検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課・職員課 |

1 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因には、病理的要因などの先天的なものや疾病や事故等による後天的なものがあります。いずれの場合にも早期の発見が求められます。

妊娠中からの健診を通じ、胎児へ悪影響が及ばないよう適切な生活習慣指導等を行い、疾病等の予防を図ることが重要です。

また、高齢化の進展や生活習慣の多様化に伴い、心疾患、糖尿病、腎機能障害等の生活習慣病に起因する身体障がい者が増加しており、健康の維持・管理が求められます。

取組の方向

障がいの原因となる疾病等を予防・発見するため、妊婦及び乳幼児の健康診査を実施し、必要に応じて保健指導を行います。

また、成人の健康診査等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見を支援するとともに、生活習慣病予防の意識啓発に努めます。

個別の取組

106 ママパパ学級の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 妊娠・分娩・産褥及び育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりや母性・父性を育むことにより親としての自覚を促し、健やかな妊娠生活と育児に向けて支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

107 不育症治療費助成事業の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、不育症治療費に要する費用の一部を助成します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

108 妊婦健康診査の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 妊婦の健康管理のために健康診査を実施し、妊娠中の疾病の予防に努め、妊婦・乳児の死亡率の低下及び安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

109 新生児訪問指導の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 新生児は、外界に対する適応能力が弱く、また、親も育児不安が最も強い時期にあります。このため、保健師が家庭訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の認識、育児に関する指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

110 乳幼児健康診査の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 乳幼児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

111 4か月児健康診査の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 4か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

112 8～9か月児健康診査の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 8～9か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

113 1歳6か月児健康診査の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 1歳6か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

114 3歳児健康診査の実施

| | |
|-----|---|
| 概要 | 3歳児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

115 妊婦歯科健康診査費助成の実施

| | |
|-----|------------------------------------|
| 概 要 | 妊婦と生まれてくる子どものために、妊娠中の歯科検診費用を助成します。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

116 特定健康診査の実施

| | |
|-----|---|
| 概 要 | 40～74歳の方を対象に健康診査を行い、生活習慣病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

117 長寿高齢者健康診査の実施

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 75歳以上等の方を対象に健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。 |
| 所管課 | 健康づくり課 |

2 障がいに対する保健、医療サービスの充実

現状と課題

障がい者にとって、障がいの軽減や重度化・重複化などを防ぐため、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。

障がい者が保健、医療サービスを適切に受けることができるよう、地域医療連携室などを通じた個人の特性にあった医療情報の提供が必要とされています。

取組の方向

障がい者の特性や状態に合わせた診療・支援等が受けられるよう、保健、医療サービスの連携を図るとともに情報提供に努めます。

個別の取組

118 障がい者歯科二次診療所運営事業

| | |
|-----|--|
| 概要 | 重度障がい者の歯科診療や保健指導を実施するため、一般社団法人小田原歯科医師会と協力し、歯科二次診療所を設置、運営します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

119 救命救急センターの運営

| | |
|-----|---------------------------------|
| 概要 | 市立病院救命救急センターを運営し、急性期医療の充実を図ります。 |
| 所管課 | 経営管理課 |

120 救急要請カードの活用

| | |
|-----|--|
| 概要 | 避難行動要支援者マップ登録者に、緊急時や災害時に適切な医療等が受けられるよう、障がいの状態、かかりつけ医や服薬情報などを記入するカードを配布します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

*** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県）

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 概要 | 障害者歯科一次医療担当医制度を設け、障がい者の歯科治療の充実を図ります。 |
| 所管課 | 県 |

3 精神保健・医療施策の推進

現状と課題

現代社会においては、急激な社会生活環境の変化やストレス社会の影響により、こころの健康を保つことが難しくなっています。

精神障がい者は年々増加の傾向にあり、潜在的な方を含めると多くの方が日々悩み事を抱えながら生活を送っていると思われます。

全国の自殺者は、一時期3万人を超えていました。現在はその時期に比べ少なくなっていますが、自殺者の多くがうつ病をはじめとする精神的な疾患を抱えていたと言われており、自殺予防対策としても、精神保健・医療施策が重要になっています。

取組の方向

精神的に悩みを抱えた方々が気軽に相談できるよう、相談支援体制や適切な情報提供の充実を図るとともに、精神医療の専門機関等との連携体制を強化します。

個別の取組

121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施

| | |
|-----|--|
| 概要 | 保健師、ケースワーカーが、福祉サービスの利用に関する相談、日常生活相談、訪問を行います。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

122 ピアカウンセラー育成の検討

| | |
|-----|---|
| 概要 | 医療機関の専門相談員や保健福祉事務所、障がい者総合相談支援センター、団体等と連携して、精神障がい者をサポートするピアカウンセラーの育成について検討します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

123 医療保護入院等への協力

| | |
|-----|---|
| 概要 | 保健福祉事務所、保健センター、医療機関等と連携し、医療保護入院を要する家族等がない精神障がい者についての市長同意等を適正に実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

124 心神喪失者医療観察制度への協力

| | |
|-----|---|
| 概要 | 心神喪失等の状況で重大な他害行為を行った者が社会復帰できるよう、保護観察所、福祉事務所、県保健福祉事務所、医療機関等が連携して対応します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

125 自殺予防対策の推進

| | |
|-----|---|
| 概要 | 自殺につながる恐れがある不眠やうつ病等の啓発や相談窓口の周知等、自殺予防対策を推進します。 |
| 所管課 | 健康づくり課・関係各課 |

再掲(006) 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 概 要 | 精神保健福祉についての理解を深めるため、市民や団体を対象に説明します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

*** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所）

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 精神嘱託医、ケースワーカー及び保健師が、精神保健相談（主に医療面）・訪問を行います。 |
| 所管課 | 小田原保健福祉事務所 |

*** 精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所）

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 地域で生活する精神障がい者の再発予防や社会参加のための講演会等を当事者及び家族に向けて行います。 |
| 所管課 | 小田原保健福祉事務所 |

*** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県）

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 障がい者が、指定された医療機関において受ける、精神疾患の通院医療を受ける際に、自立支援医療費が給付されます。 |
| 所管課 | 県 |

1 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に対して的確に情報を伝えるためには、一定の配慮が必要になりますが、そうした配慮に対する一般市民の認識は、必ずしも高いものではありません。

本市では、「点字広報」の発行や「声の広報」の発行を実施していますが、広報以外の各種刊行物についても、バリアフリー化を図っていく必要があります。

また、情報技術の急速な進化の中で、障がい者の日常生活の利便性の向上や社会参加の促進等を図る観点から、障がい者にとっても様々な技術を活用した情報の取得及び提供は重要になってきています。

取組の方向

市が発行する刊行物等のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者の情報格差等を解消するため、障がい者や支援者、事業者等に情報技術の普及・啓発を図ります。

個別の取組

126 カラーバリアフリーの普及・啓発

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市広報などにより、カラーバリアフリーの普及・啓発を図ります。 また、市刊行物について、カラーバリアフリーに配慮した紙面づくりをします。 |
| 所管課 | 障がい福祉課・広報広聴課 |

127 障がい者や支援者向け先端技術の普及・啓発

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 障がい者やその支援者、事業者などに、民間企業の協力のもと、ライトセンター等と連携して、情報技術をはじめとする先端技術について紹介します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

現状と課題

障がい者の自立した社会生活には、日常生活を送るための適切な情報提供が必要です。

そこで、広報等様々な手段で各種の福祉サービスや制度等の情報提供を行い、障がい者の自立及び社会参加の促進に努めています。

また、災害時の緊急情報が入手困難な災害時要配慮者への情報提供については、その在り方について対策を講じる必要があります。

取組の方向

障がい者の自立した社会生活のために十分な情報提供に努めるとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、その障がいを補完する施策を講じ、コミュニケーション支援の充実を図っていきます。

個別の取組

再掲(019) 障がい者のための手引の作成・配布

| | |
|-----|--|
| 概要 | 障がい別に、障害福祉サービスや手当て等の情報を記載した「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

128 手話通訳者の設置

| | |
|-----|---|
| 概要 | 聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、市役所窓口到手話通訳者を配置します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

129 手話通訳者・要約筆記者の派遣

| | |
|-----|---|
| 概要 | 聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

130 声の広報の発行

| | |
|-----|--|
| 概要 | 視覚障がい者のための広報紙として、広報小田原の内容をテープに録音し、配布します。 |
| 所管課 | 広報広聴課 |

131 点訳「広報おだわら」の発行

| | |
|-----|------------------------------|
| 概要 | 広報小田原の点字広報を作成し、視覚障がい者に郵送します。 |
| 所管課 | 広報広聴課 |

132 ホームページにルビ振り機能の追加

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市ホームページの全テキストに、ボタンをクリックすることで、ルビを振ることができます。 |
| 所管課 | 広報広聴課 |

133 点字版・音訳版各種お知らせの発行

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市からの各種お知らせについて、点字版・音訳版に翻訳し、希望する視覚障がい者に配布します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

134 手話通訳者・要約筆記者の養成

| | |
|-----|--|
| 概要 | 聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者や要約筆記者を養成します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

135 入院時のコミュニケーション支援

| | |
|-----|--|
| 概要 | 意思の疎通を図ることが難しい重度障がい者が医療機関に入院した際に、医療スタッフと円滑に意思疎通が図れるようにするためのコミュニケーション支援について実施します。 |
| 所管課 | 障がい福祉課 |

136 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供

| | |
|-----|--|
| 概要 | 本市を訪れる障がい者のため、公共施設を中心とした対応状況を、市ホームページで情報提供します。 |
| 所管課 | 観光課 |

137 城址公園内の環境整備について

| | |
|-----|--|
| 概要 | 公園内の道標の設置や段差の解消など園路の整備を行い、車いすをご利用の方々が安心して城址公園内を楽しめるよう園内環境を向上させていきます。 |
| 所管課 | 観光課 |

資料編

- 1 アンケート調査について
- 2 市民意見（パブリックコメント）の募集について
- 3 計画の策定経過
- 4 用語の説明

1 アンケート調査について

アンケート調査の概要

1 調査実施方法

本市に住所がある障がい児者及び一般の方を無作為抽出し、郵送（発送・回収）により、選択方式のアンケートを実施しました。

2 実施時期

- (1) 発送時期 平成28年1月下旬
- (2) 回収時期 平成28年2月～3月下旬

3 回収結果

| アンケートの種類 | 配布人数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|--------|--------|-------|
| 身体障がい児者 | 1,000人 | 575件 | 57.5% |
| 知的障がい児者 | 300人 | 149件 | 49.7% |
| 精神障がい児者 | 200人 | 88件 | 44.0% |
| 一般 | 754人 | 390件 | 51.7% |
| 合計 | 2,254人 | 1,202件 | 53.3% |

障がい児者：障がい福祉課の台帳から無作為抽出した。

回収したアンケートのうち障がい内容を未記入の24人は身体障がい児者の回収数に含む。

一般：754人のうち、500人は住民基本台帳から20歳以上を無作為抽出した。

また、254人は単位自治会を通じて依頼した。

アンケート調査の回答結果

障がい児者向けアンケート、一般向けアンケートの回答結果の一部を掲載します。

1 障がい児者向けアンケート回答結果（抜粋）

・相談・情報・障がい者理解について

| 問 あなたは障がい者団体に加入していますか。（ご家族が家族会などの団体に加入している場合も含む） | | | |
|--|---------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 加入している | 113 | 14.5 |
| 2 | 加入していない | 667 | 85.5 |

| 問 あなたはどのような相談内容に対応できる体制を充実させたらよいと思いますか。（3つまで○印） | | | |
|---|--------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 医療・健康のこと | 445 | 24.0 |
| 2 | 療育・教育のこと | 34 | 1.8 |
| 3 | 仕事のこと | 149 | 8.0 |
| 4 | 結婚のこと | 22 | 1.2 |
| 5 | 介助のこと | 201 | 10.8 |
| 6 | 年金・手当のこと | 209 | 11.3 |
| 7 | 施設のこと | 180 | 9.7 |
| 8 | 家族関係・人間関係のこと | 201 | 10.8 |
| 9 | 福祉制度のこと | 267 | 14.4 |
| 10 | 財産管理のこと | 51 | 2.7 |
| 11 | その他 | 7 | 0.4 |
| 12 | 特にない | 90 | 4.9 |

| 問 あなたは、障がい者に対する理解が深まってきていると思いますか。 | | | |
|-----------------------------------|-------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | かなり深まったと思う | 128 | 16.3 |
| 2 | 少しは深まったと思う | 285 | 36.4 |
| 3 | あまりそうは思わない | 177 | 22.6 |
| 4 | まったくそうは思わない | 59 | 7.5 |
| 5 | どちらともいえない | 135 | 17.2 |

| 問 | 障がい者に対する理解を深めるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(3つまで○印) | | |
|-----------|--|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、地域の人々と交流する | 150 | 10.2 |
| 2 | 自治会の活動(防災訓練や祭りなど)を通じて、地域の人々と交流する | 141 | 9.5 |
| 3 | 福祉講座や講演会などを開く | 91 | 6.2 |
| 4 | 福祉施設を地域に開かれたものにする | 260 | 17.6 |
| 5 | 小・中学校での福祉教育を充実させる | 185 | 12.5 |
| 6 | 障がい者の活動を積極的にPRする | 126 | 8.5 |
| 7 | ボランティアを育てる | 184 | 12.5 |
| 8 | 障がい者本人が積極的に街に出て、人との関わりを持つ | 189 | 12.8 |
| 9 | その他 | 16 | 1.1 |
| 10 | 特にない | 135 | 9.1 |

| 問 | あなたは、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)をご存知ですか。 | | |
|----------|--|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 内容を知っている | 29 | 3.7 |
| 2 | 名称だけ知っている | 162 | 20.7 |
| 3 | まったく知らない | 590 | 75.6 |

・防災対策について

| 問 | あなたは、災害時にだれを頼りにしたいと考えていますか。 | | |
|----------|-----------------------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 家族・親族 | 547 | 68.4 |
| 2 | となり近所の人・自治会 | 76 | 9.5 |
| 3 | 友人 | 10 | 1.3 |
| 4 | 福祉施設関係 | 75 | 9.4 |
| 5 | 消防・警察・行政(県や市) | 40 | 5.0 |
| 6 | その他 | 7 | 0.9 |
| 7 | 頼る人はいない | 45 | 5.5 |

| 問 | もし、緊急に避難しなければならなくなったことを考えると、あなたが不安に感じることは何ですか。(3つまで○印) | 件 | % |
|---|--|-----|------|
| 1 | 避難場所までの移動手段の確保 | 441 | 25.5 |
| 2 | 避難先での薬や医療体制 | 446 | 25.8 |
| 3 | 避難場所での設備(トイレ・入浴設備など) | 465 | 26.9 |
| 4 | 詳細な情報の入手 | 178 | 10.3 |
| 5 | 頼れる人がそばにいない | 128 | 7.4 |
| 6 | その他 | 18 | 1.0 |
| 7 | 特に不安はない | 55 | 3.1 |

・福祉施策について

| 問 | 障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取組が大切だと思いますか。(3つまで○印) | 件 | % |
|----|---|-----|------|
| 1 | 経済的な援助の充実(医療費の補助、手当・年金の充実等) | 457 | 22.6 |
| 2 | 医療体制や機能回復訓練(リハビリテーション)の充実 | 136 | 6.7 |
| 3 | ホームヘルプサービス、ショートステイ等、障がい者の日常生活を支援するサービスの充実 | 179 | 8.8 |
| 4 | 障がいのある子どもの療育の充実 | 47 | 2.3 |
| 5 | 放課後、学校休日のケアの充実 | 6 | 0.3 |
| 6 | 通所施設の充実 | 47 | 2.3 |
| 7 | 入所(居住する)福祉施設の充実 | 147 | 7.3 |
| 8 | 障がい者のグループホームやケアホームの充実 | 82 | 4.0 |
| 9 | 障がい者向け住宅の確保、公営住宅への優先入居や家賃補助 | 118 | 5.8 |
| 10 | 働く場の確保 | 119 | 5.9 |
| 11 | 外出しやすくするための施策(道路の段差解消や駅のエレベーター整備など)の充実 | 112 | 5.5 |
| 12 | 地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり、スポーツ、レクリエーション、文化活動への援助をする | 37 | 1.8 |
| 13 | 日中、自由に過ごすことができる居場所の確保充実 | 44 | 2.2 |
| 14 | 相談事業の充実(生活相談、療育相談、職業相談等) | 53 | 2.6 |
| 15 | 障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実 | 86 | 4.2 |
| 16 | ボランティア活動の育成や支援 | 34 | 1.7 |
| 17 | 財産管理や人権問題など、法律面で相談にのってくれる機関、財産管理の援助、成年後見制度等 | 40 | 2.0 |
| 18 | 夜間や休日にも利用できる生活相談(電話や面談) | 34 | 1.7 |

| | | | |
|-----------|--------------------------------|-----|-----|
| 19 | 作業所や通所施設に通うための交通費補助 | 18 | 0.9 |
| 20 | バスや鉄道等、交通機関の割引 | 108 | 5.3 |
| 21 | 具合が悪くなった時、いつでもみてくれる精神科救急医療システム | 117 | 5.8 |
| 22 | その他 | 5 | 0.3 |

・生活について

| 問 | 将来の生活を考えたとき、不安に思うことはありますか。(3つまで○印) | | |
|-----------|------------------------------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 生活するための住居や施設があるかどうか | 145 | 8.3 |
| 2 | 適当な働き場所や仕事があるかどうか | 105 | 6.0 |
| 3 | 身の回りの世話をしてくれる人がいるかどうか | 288 | 16.6 |
| 4 | デイケアや通所施設など行き場があるかどうか | 84 | 4.8 |
| 5 | 病気や薬のことが気にかかる | 251 | 14.5 |
| 6 | 医療に関する相談・援助が受けられるかどうか | 144 | 8.3 |
| 7 | 生活全般についての相談・援助が受けられるかどうか | 138 | 7.9 |
| 8 | 隣人などとの人間関係がうまくいくかどうか | 55 | 3.2 |
| 9 | ひとりで生活できるかどうか | 193 | 11.1 |
| 10 | 生活費の負担ができるかどうか | 240 | 13.8 |
| 11 | その他 | 7 | 0.4 |
| 12 | 特に不安はない | 87 | 5.1 |

・介助について

| 問 | あなたの主な介助者は、どなたですか。 | | |
|-----------|--------------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| 1 | 父・母 | 124 | 16.5 |
| 2 | 配偶者(夫・妻) | 229 | 30.4 |
| 3 | 兄弟姉妹 | 22 | 2.9 |
| 4 | 子ども・子どもの配偶者 | 108 | 14.3 |
| 5 | 祖父・祖母 | 3 | 0.4 |
| 6 | その他の家族・親戚 | 7 | 0.9 |
| 7 | ホームヘルパー | 28 | 3.7 |
| 8 | ボランティア | 1 | 0.1 |
| 9 | 友人・知人・隣人 | 7 | 0.9 |
| 10 | 福祉施設の職員 | 66 | 8.8 |

| | | | |
|-----------|-------------|-----|------|
| 11 | その他 | 9 | 1.2 |
| 12 | 特に介助を必要としない | 149 | 19.9 |

問 (前問で1から6を選んだ方)主な介助者の年齢は、次のどれにあてはまりますか。

| | 項目 | 件 | % |
|----------|--------|-----|------|
| 1 | 20歳未満 | 0 | 0.0 |
| 2 | 20～29歳 | 6 | 1.3 |
| 3 | 30～39歳 | 19 | 4.0 |
| 4 | 40～49歳 | 47 | 9.9 |
| 5 | 50～59歳 | 95 | 20.1 |
| 6 | 60歳以上 | 306 | 64.7 |

・仕事について

問 あなたは、現在仕事をしていますか。

| | 項目 | 件 | % |
|----------|----------|-----|------|
| 1 | 仕事をしている | 220 | 28.1 |
| 2 | 仕事をしていない | 563 | 71.9 |

問 (「仕事をしている」を選んだ方)どのような形で仕事をしていますか。

| | 項目 | 件 | % |
|----------|-----------------|----|------|
| 1 | 家の仕事(農業、自営業など) | 52 | 23.6 |
| 2 | 会社等で正規雇用 | 34 | 15.5 |
| 3 | 会社等でパート、アルバイト雇用 | 46 | 20.9 |
| 4 | 福祉施設、事業所などでの仕事 | 73 | 33.2 |
| 5 | 内職 | 2 | 0.9 |
| 6 | 会社・団体の役員 | 8 | 3.6 |
| 7 | その他 | 5 | 2.3 |

問 (「仕事をしていない」を選んだ方)仕事をしていない主な理由は、次のどれですか。

| | 項目 | 件 | % |
|----------|----------|-----|------|
| 1 | 障がいがあるため | 118 | 23.0 |
| 2 | 病気のため | 70 | 13.7 |

| | | | |
|----------|-----------------|-----|------|
| 3 | 高齢のため | 231 | 45.1 |
| 4 | 受け入れてくれる職場がないため | 21 | 4.1 |
| 5 | 自分にあった仕事がないため | 15 | 2.9 |
| 6 | 通勤が難しいため | 5 | 1.0 |
| 7 | 家事、就学に専念するため | 36 | 7.0 |
| 8 | その他 | 16 | 3.2 |

問 あなたは今後、仕事についてどのようなことを希望しますか。(あてはまるものすべてに○印)

| | 項目 | 件 | % |
|-----------|-------------------------------|-----|------|
| 1 | 障がい者が、もっと公的機関で働けるようにする | 161 | 10.5 |
| 2 | 障がい者が、もっと民間企業で雇用されるように行政が指導する | 147 | 9.6 |
| 3 | 障がい者が、技能や知識を習得する機会を充実する | 147 | 9.6 |
| 4 | 障がい者に対する職場の理解を深める | 177 | 11.5 |
| 5 | 職場の施設や設備を、障がい者に配慮したものにする | 101 | 6.6 |
| 6 | 仕事のあっせんや相談をする場を整備する | 111 | 7.2 |
| 7 | 休暇や勤務時間などを障がい者に配慮したものにする | 99 | 6.4 |
| 8 | 地域活動支援センターなどを増やす | 78 | 5.1 |
| 9 | 自宅でできる仕事を増やす | 123 | 8.0 |
| 10 | 給料や労働保険などの労働条件を安定したものにする | 142 | 9.3 |
| 11 | その他 | 14 | 0.9 |
| 12 | 特にない | 235 | 15.3 |

・外出について

問 外出するとき、困ることは何ですか(あてはまるものすべてに○印)

| | 項目 | 件 | % |
|----------|----------------------|-----|------|
| 1 | 一緒に行ってくれる人(介助者)がない | 65 | 5.1 |
| 2 | 人の目が気になる | 63 | 4.9 |
| 3 | 人と話をすることが難しい | 111 | 8.7 |
| 4 | 交通費などのお金がかかる | 104 | 8.2 |
| 5 | 電車やバスなど交通機関が利用しづらい | 120 | 9.4 |
| 6 | 歩道などの段差が多い | 143 | 11.2 |
| 7 | 点字ブロック・盲人用信号機の設置が不十分 | 8 | 0.6 |
| 8 | 車などに危険を感じる | 109 | 8.5 |
| 9 | 道路に自転車などの障害物が多い | 67 | 5.3 |

| | | | |
|-----------|--------------------------------|-----|------|
| 10 | 駅や道路の表示がわかりづらい | 30 | 2.4 |
| 11 | 障がい者用駐車場が少ない | 121 | 9.5 |
| 12 | 利用する建物の設備が不十分(階段、トイレ、エレベーターなど) | 132 | 10.3 |
| 13 | その他 | 19 | 1.5 |
| 14 | 困ることはない | 184 | 14.4 |

・ボランティアについて

問 あなたは、最近1年間にボランティアのお手伝いを受けたことがありますか。

| | 項目 | 件 | % |
|----------|----|-----|------|
| 1 | ある | 78 | 10.6 |
| 2 | ない | 658 | 89.4 |

問 今後、どのようなボランティアが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)

| | 項目 | 件 | % |
|-----------|---------------------------|-----|------|
| 1 | 外出の時の付き添いや、送り迎えをしてくれる人 | 229 | 16.5 |
| 2 | 外出の時に留守番をしてくれる人 | 25 | 1.8 |
| 3 | 身体の手話をしてくれる人 | 120 | 8.6 |
| 4 | 家事を手伝ってくれる人 | 137 | 9.9 |
| 5 | 無事に暮らしているかどうか確かめてくれる人 | 154 | 11.1 |
| 6 | 火事や地震、急な病気やケガのときに手伝ってくれる人 | 285 | 20.5 |
| 7 | スポーツや文化活動の指導をする人 | 43 | 3.1 |
| 8 | レクリエーションの仲間 | 68 | 4.9 |
| 9 | 話し相手 | 164 | 11.8 |
| 10 | 手話通訳や意思疎通の援助 | 31 | 2.2 |
| 11 | その他 | 4 | 0.3 |
| 12 | 必要ない | 128 | 9.3 |

2 一般向けアンケート回答結果（抜粋）

・障がい者福祉への考えについて

| 問 | あなたは障がいのある人や高齢者などに対して、次のようなお手伝いをしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○印） | | |
|---|--|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| | 1 乗物の席をゆずる | 308 | 29.9 |
| | 2 荷物を代わって持つ | 129 | 12.5 |
| | 3 階段を上るときや道路横断のときに手伝う | 119 | 11.6 |
| | 4 手伝いをする前に、声を掛け、意思を確認する | 167 | 16.2 |
| | 5 訪問したり、話し相手になる | 68 | 6.6 |
| | 6 電話を代わりにかける | 27 | 2.6 |
| | 7 車で送り迎えなどをする | 100 | 9.7 |
| | 8 家事を手伝う | 42 | 4.1 |
| | 9 介護や看護をする | 66 | 6.4 |
| | 10 その他 | 4 | 0.4 |

| 問 | あなたは『福祉』に関心がありますか。 | | |
|---|-------------------------|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| | 1 身近な問題として関心がある | 177 | 45.7 |
| | 2 社会的な問題として関心がある | 179 | 46.3 |
| | 3 あまり関心はない | 26 | 6.7 |
| | 4 まったく関心はない | 5 | 1.3 |

| 問 | あなたは、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）をご存知ですか。 | | |
|---|--|-----|------|
| | 項目 | 件 | % |
| | 1 内容を知っている | 22 | 5.7 |
| | 2 名称だけ知っている | 123 | 31.7 |
| | 3 まったく知らない | 243 | 62.6 |

問 障がいなどのハンディキャップのある人も、障がいのない人と同じように地域の中で普通の生活をしていくことができる社会にすべきとする考え方を示す「ノーマライゼーション」という考え方についてどう思いますか。

| | 項目 | 件 | % |
|---|----------|-----|------|
| 1 | 大いに賛同する | 108 | 28.1 |
| 2 | ある程度賛同する | 147 | 38.2 |
| 3 | 賛同する | 91 | 23.6 |
| 4 | 賛同しない | 5 | 1.3 |
| 5 | わからない | 34 | 8.8 |

問 あなたは、障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしたことがありますか。

| | 項目 | 件 | % |
|---|---------------|-----|------|
| 1 | 現在、活動をしている | 38 | 9.9 |
| 2 | 以前、活動をしたことがある | 63 | 16.4 |
| 3 | 活動をしたことはない | 284 | 73.7 |

問 あなたは、適切な機会があれば、障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしてみたいとお考えですか。

| | 項目 | 件 | % |
|---|------------------------|-----|------|
| 1 | ぜひやってみたい | 11 | 3.0 |
| 2 | やってみたい | 15 | 4.1 |
| 3 | 機会があれば参加したい | 118 | 32.0 |
| 4 | 福祉関係でないボランティア活動なら参加したい | 23 | 6.2 |
| 5 | 参加したいが、現在は参加できない | 140 | 37.9 |
| 6 | 興味はない | 48 | 13.0 |
| 7 | その他 | 14 | 3.8 |

問 あなたは、社会的に障がい者への理解が深まってきていると思いますか。

| | 項目 | 件 | % |
|---|-------------|-----|------|
| 1 | かなり深まったと思う | 26 | 6.7 |
| 2 | 少しは深まったと思う | 178 | 45.8 |
| 3 | あまりそうは思わない | 128 | 32.9 |
| 4 | まったくそうは思わない | 19 | 4.9 |

5 どちらともいえない

38 9.7

問 障がいのある人に対する理解をさらに深めるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(3つまで○印)

| | 項目 | 件 | % |
|---|--|-----|------|
| 1 | スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、障がい者と地域の人々が交流する | 157 | 17.3 |
| 2 | 福祉講座や講演会などを開く | 60 | 6.6 |
| 3 | 福祉施設を地域に開かれたものにする | 139 | 15.3 |
| 4 | 小・中学校での福祉教育を充実させる | 202 | 22.3 |
| 5 | 障がい者の活動を積極的にPRする | 104 | 11.5 |
| 6 | ボランティアを育てる | 98 | 10.8 |
| 7 | 障がい者自身の積極的な社会参加を促す | 117 | 12.9 |
| 8 | その他 | 11 | 1.2 |
| 9 | 特にない | 18 | 2.1 |

問 障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取組が大切だと思いますか。(5つまで○印)

| | 項目 | 件 | % |
|----|--|-----|------|
| 1 | 経済的な援助の充実(医療費の補助、手当・年金の充実等) | 189 | 11.8 |
| 2 | 医療体制や機能回復訓練(リハビリテーション)の充実 | 129 | 8.0 |
| 3 | ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、障がい者の日常生活を支援するサービスの充実 | 164 | 10.2 |
| 4 | 通所(家庭から通う)福祉施設の充実 | 116 | 7.2 |
| 5 | 入所(居住する)福祉施設の充実 | 96 | 6.0 |
| 6 | 療育・保育・教育の質の向上、連携と一貫した支援体制づくり | 115 | 7.2 |
| 7 | 障がい者向け住宅の確保 | 51 | 3.2 |
| 8 | 働く場の確保 | 225 | 14.0 |
| 9 | 障がい児者が外出しやすくするための施策(環境整備、交通機関の利便化)の充実 | 125 | 7.8 |
| 10 | 地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり(情報の提供、移動支援、施設の充実等) | 55 | 3.4 |
| 11 | 相談事業の充実(生活相談、療育相談、職業相談等) | 83 | 5.2 |
| 12 | 障がい児者に対する理解を深める啓発や広報の充実 | 79 | 4.9 |
| 13 | ボランティア活動の育成や支援 | 88 | 5.5 |
| 14 | 行政に関する苦情について調査したり、行政勧告を行ったりするオンブズマン制度の充実 | 21 | 1.3 |

| | | | |
|-----------|---------------------------|----|-----|
| 15 | 財産管理の援助(財産保全サービス、成年後見制度等) | 17 | 1.1 |
| 16 | 障がい児者に配慮した防災対策の充実 | 17 | 1.1 |
| 17 | その他 | 47 | 2.9 |

2 市民意見（パブリックコメント）の募集について

市民意見募集の概要

1 目的

広く市民の意見を聞き、計画策定の参考とするため、第2期おだわら障がい者基本計画（素案）について、市民の意見を募集しました。

2 意見の募集期間

平成28年12月15日～平成29年1月13日

3 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページ上の意見入力フォーム、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法

提出された意見の内容

1 意見件数

3名の方から3件の意見が提出されました。

2 主な意見の内容

- ・ 各施策の個別の取組について、具体的に「何を、いつまでに、どのレベルまで」実施するかを明記すべきと考える。
- ・ つくしんぼ教室のような通所施設ではなく、障がいのある方が気軽に行ける施設が欲しい。児童館の設置を要望する。
- ・ 精神障がい者数を、国の施策と同じ水準で考えることにつながるよう、国の障害者白書と同じく、精神科病院への通院者数及び入院者数の合計とすべきである。

3 意見の反映状況

提出された意見につきましては、計画や個別の事業を推進していく中で、参考とさせていただきます。

3 計画の策定経過

委員会の設置

第2期おだわら障がい者基本計画を策定するに当たり、小田原市附属機関設置条例及びおだわら障がい者基本計画策定検討委員会規則に基づき、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置し、計画の策定を進めました。

おだわら障がい者基本計画策定検討委員会

1 委員会の開催状況

| 回 | 開催日時 | 検討内容等 |
|-----|----------------------------|---|
| 第1回 | 平成27年12月17日 14:00~15:10 | ○委員長及び副委員長の選任について ○会議の公開について ○第2期おだわら障がい者基本計画について ○市民アンケートについて ○今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 平成28年8月29日 10:00~11:45 | ○市民アンケートについて ○計画の理念・体系・施策等について |
| 第3回 | 平成28年10月20日 10:00~12:00 | ○基本目標について ○取組ごとの「課題と現状及び取組の方向」と「個別の取組」について |
| 第4回 | 平成28年11月16日 13:30~14:45 | ○第2期おだわら障がい者基本計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について |
| 第5回 | 平成29年2月9日 14:00~14:30 | ○パブリックコメントと対応について ○第2期おだわら障がい者基本計画（案）について |

2 委員名簿（敬称略：◎委員長、○副委員長）

| | 氏名 | 推薦団体等 | 規則第3条に基づく 選出区分 |
|----|--------|-------------------------|--------------------------|
| 1 | ○長谷川 剛 | 一般社団法人小田原医師会 | 医師 |
| 2 | 曾根 秀明 | 一般社団法人小田原歯科医師会 | 歯科医師 |
| 3 | 市川 昭維子 | 小田原市民生委員児童委員協議会 | 民生委員 |
| 4 | 河辺 邦夫 | 神奈川県知的障害福祉協会県西地区会 | 障害福祉サービス事業 を行う施設等の職員 |
| 5 | 山崎 美由樹 | 児童発達支援センターほうあんふじ | |
| 6 | 安藤 豊子 | 小田原市障害者地域事業所連絡会 | |
| 7 | 横尾 正人 | 障害者就業・生活支援センターぽけっと | 障がい児者の相談支援 を行う事業所の職員 |
| 8 | 大水 健晴 | おだわら障がい者総合相談支援センター | |
| 9 | 二見 健一 | NPO 法人小田原市障害者福祉協議会 | 障がい福祉関係団体の 役員 |
| 10 | 毛利 佳子 | NPO 法人小田原市障害者福祉協議会 | |
| 11 | 高橋 優子 | 小田原地区精神保健福祉会梅の会 | |
| 12 | 柳原 清人 | 小田原西湘腎友会 | |
| 13 | 関野 次男 | 小田原市自治会総連合 | 住民組織の役員 |
| 14 | ◎小野 康夫 | 小田原市社会福祉協議会 | 社会福祉法人小田原市 社会福祉協議会の役員 |
| 15 | 勝部 文代 | 小田原公共職業安定所長 | 学識経験者 |
| 16 | 浜田 尚樹 | 小田原児童相談所長 | |
| 17 | 晝場 寿代 | 小田原保健福祉事務所保健福祉部長 | |
| 18 | 加藤 裕之 | 小田原養護学校長 | |
| 19 | 小瀬村 真弓 | 公募市民 | 公募市民 |
| 20 | 山縣 好子 | 公募市民 | |
| * | 高橋 文明 | 小田原児童相談所長(平成28年3月31日まで) | 学識経験者 |
| * | 村上 結 | 小田原養護学校長(平成28年3月31日まで) | |

庁内における取組等の取りまとめ

| 実施日 | 内容 |
|-----------|--------------------------|
| 平成28年9月1日 | ○個別の取組について、庁内各課及び関係機関に照会 |

小田原市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 |
|--------------|---------------------|---|-------|
| 市長 | おだわら障がい者基本計画策定検討委員会 | おだわら障がい者基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 24人以内 |

おだわら障がい者基本計画策定検討委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置されたおだわら障がい者基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、おだわら障がい者基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

（1） 医師

- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 民生委員
- (5) 障害福祉サービス事業を行う施設等の職員
- (6) 障がい児者の相談支援を行う事業所の職員
- (7) 障がい福祉関係団体の役員
- (8) 住民組織の役員
- (9) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員
- (10) 商工会議所が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) 公募市民
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

4 用語の説明

// UD タクシー

UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとは、車内が広く、乗降がしやすく、車いす用のスロープもあり、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両で、一般的なタクシーと同様の使い方ができ、料金体系も同一となっている。

// インクルーシブ教育

障がいのある児童も、可能な限り地域の同じ学校の同じクラスで、必要な援助や設備の提供を受けながら、教育を受けられるようにすること。インクルーシブ（Inclusive）には、「含めた、包括した」という意味がある。

// カラーバリアフリー

色使いやデザインなどを工夫し、案内表示や印刷物を弱視や色弱の人に配慮したものとすること。

// グループホーム

障がい者が世話人の支援を受けながら、地域のアパートや一戸建て等で生活する居住の場のこと。入所施設と比べると規模が小さく、各人の特性やニーズにあった支援を受けることができる。

// セーフティーロード

歩道の段差を解消するなど、障がい者や高齢者などの歩行に配慮した道路のこと。

// ノーマライゼーション（理念）

「障がいのある人もない人も、お互いに特別に区別されることなく、共に生きる社会こそ、あたりまえの社会である」という社会福祉の理念のこと。

// ノンステップバス・低床バス

床面高さを350mm程度の低床構造とし、障がい者や高齢者でも乗降がしやすいよう考慮したバスのこと。

// バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや情報に関わる障壁（バリア）などを取り除いていくこと。

// ピアカウンセリング・ピアカウンセラー

ピア(Peer)とは「仲間」という意味で、同じような障がいがあり、同じような悩み等を経験したカウンセラーが、その専門的な知識を活かして、障がいのある方からの相談に応じる相談支援の手法のこと及びその相談員のこと。

// （神奈川県）ライトセンター

視覚障がい者の福祉向上のための取組を行う施設で、県が設置し、日本赤十字社が指定管理者として運営している。

// ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

// 医療的ケア

医師の指導のもと、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為のこと。

// 仮設救護所

大規模災害時、広域避難所に開設される救護所で、市災害対策本部の要請で医師等が参集し、開設される。

// 視覚障がい者用信号機

歩行者用の信号が青の表示になっていることを知らせる「ピヨピヨ」、「カッコー」などの音やメロディーを発することができる信号機のこと。

// （小田原市）歯科二次診療所

重度障がい者の診療・保健指導を行う歯科診療所で、県西地区 2 市 8 町が共同で設置し、一般社団法人

小田原歯科医師会を指定管理者としている。

// 就労継続支援 A 型事業所

企業に雇用されることが困難な障がい者と、雇用契約を結び就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所のこと。

// 小田原市人権施策推進指針

この指針（平成 23 年 3 月策定）は、人権施策を推進するにあたり、人権尊重の視点に基づいて何を大切に、どのような施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を明らかにしている。

// 障がい者地域活動支援センター

障がい者の日中活動の場のひとつで、就労することが困難な障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、イベントを通じての地域社会との交流などが行われている。

// 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成 28 年 4 月 1 日に施行された。その目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」であり、具体的には、行政や民間企業における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供となっている。

// 障害者週間

「障害者週間」は、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定された。期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間となっている。

// 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者や高齢者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを推進するため、県、事業者及び県民の責務などについて定めている。

// 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、弱視者、難聴者など、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上、生活上の困難を克服するための教育を行うための学級のこと。

// 特別障害者手当・障害児福祉手当等

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者の方に支給される手当で、特別障害者手当は20歳以上、障害児福祉手当は20歳未満が対象となっている。

// 特例子会社

一定の要件を満たす場合の特例として、障害者雇用率の算定において、雇用されている労働者を、親会社に雇用されているとみなすことができる障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社のこと。

// 福祉避難所

災害発生時に、必要に応じて開設され、災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児など）が避難し、支援が受けられる避難所のこと。

// 法定雇用率

障害者雇用率制度で定められたもので、一定規模以上の企業等は、一定割合の障がい者を雇用しなければならないとされ、平成25年4月現在、その基準は、民間企業は、2.0%以上、国や地方自治体は2.3%以上などと定められている。

// 理学療法士

ケガや病気などで身体に障がいのある人などに対して、基本動作能力の回復や維持及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。

発 行 平成 2 9 年 3 月
発行者 小田原市
編 集 小田原市福祉健康部障がい福祉課
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地